

令和3年度包括外部監査に係る監査結果に基づき、又は当該結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月24日

佐賀県監査委員 原 惣一郎
 同 荒木敏也
 同 角 貞樹
 同 岡口重文

令和3年度包括外部監査結果及び意見に基づく措置の内容

監査結果及び意見	措置の内容
第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論（公の施設））	
佐賀県立博物館・佐賀県立美術館 報告書P51	
【監査結果】 【合規性、公平性、透明性】 カフェ使用料の不適切な算定について（手続2）	
<p>使用料の算定について以下3点が問題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「建物台帳」の取得価額に残存率を考慮しただけであり、時価ではない。本来であれば再建築価格も考慮すべきであるがされておらず、結果として使用料が過少となっている。 ●算定の基礎としている「建物台帳」に平成26年のミュージアムカフェ改装工事（テラス増設含む）が含まれていない。 ●実態としてカフェ利用者のみが利用している客席部分が使用料算定の対象となっていない。 <p>可能であれば一度「基礎自治体に照会を行う」方法を取り、現状の算定と乖離がないことの確認をしていただきたい。</p> <p>また、平成26年のカフェ改装工事が算定の基礎に含まれていないため、当該資産価値の増加分を踏まえて使用料を算定すべきである。</p> <p>さらに、客席はフリー部分として使用許可対象外（使用料不要）としているが、実態はカフェの客席は仕切られており、カフェ利用者以外は客席を利用しにくい状況である。ゆえに、</p>	<p>〔博物館・美術館〕</p> <p>博物館1階のスペースの一部を、ミュージアムカフェとして使用許可を行っているが、使用料の算定において、建物の時価をもとにした積算を行っておらず、建物の取得価格に資産価値の増加分を考慮した再建築価格をもとに使用料を算定すべきとの指摘を受けた。次回の使用許可の際は、再建築価格を適切に算定したうえで、使用料の算定を行いたい。</p> <p>また、使用許可面積は厨房コーナーと物販コーナーの部分としており、客席部分は含まれていないが、客席部分はカフェ利用者専用のような状況であり、使用許可との乖離があるのではないかと指摘を受けた。客席部分の利用実態はフリースペースとは言い難く、次回の使用許可の際は客席部分の面積を含め、実態に即した使用料の算定を行いたい。</p>

以下どちらかの対応をすべきである。

- 1.客席はカフェ利用者専用という実態に照らし、使用許可対象であり、使用料算定の対象とする。
- 2.客席をオープンスペースにし、カフェ利用者以外の当施設利用者が気兼ねなく利用できるように明記し、運用を変更する。

佐賀県公有財産規則においても使用料の適否については「注意しなければならない」と定めされており、早急に適切な計算を行い、使用料の見直しを行うべきである。

佐賀県立博物館・佐賀県立美術館 報告書P53

【監査意見】 【有効性、公益性】 施設利用者のためのカフェの運営について（手続2）

地方自治法第238条の4第7項の「当該行政財産を利用する者のため当該行政財産に食堂等の厚生施設等を設置する場合」という主旨に基づき、当施設利用者とカフェ利用者の導線を作る仕組みを行ってみてはどうか。例えば、当施設の有料展利用者が割引利用できるような仕組み等が考えられる。このような仕組みを作ることで、今までカフェの利用のみに留まっていた利用者が当施設の有料展に足を運ぶきっかけにもなる可能性もある。また、当施設利用者も、当施設の厚生施設であるカフェをより一層利用するきっかけになる可能性がある。

このように当施設と、使用許可を与えている運営者とがより積極的に連携し、当施設の厚生施設としての役割を今まで以上に果たしていくことに期待する。

〔博物館・美術館〕

企画展の関連イベントの一つとして、カフェにおいて、企画展をイメージしたオリジナルメニューを提供し、カフェ利用者に対しては、企画展が開催中であることをPRするとともに、企画展観覧者に対しては、会期中しか提供されないメニューの紹介をきっかけにカフェの利用を促した。

今後とも、当館とカフェの連携により互いの認知度を高め利用者を増やし、それぞれに期待されている役割を果たせるよう、様々な方策を検討していきたい。

【監査意見】 【合規性】 耐震化について（手続3）

県有施設で耐震化が行われていないのは、当施設のみであるし、既存不適格建築物で著しく危険または有害なものについては、建築基準法第10条に基づく勧告・是正命令が課されるおそれがあるため、耐震化に向けての対策は急務であるといえる。

市村記念体育館と同様、財源の確保に留意しながら、施設の老朽化対策や施設機能と合わせて、耐震化に係る具体的な計画を策定し実行することが望まれる。

〔博物館・美術館〕

耐震化が必要であることは認識しており、利用者の安全面に関わるため、速やかに対応すべきであると考えますが、耐震化には多額の費用がかかり、具体的な計画が策定できていない。財源確保に留意しながら、施設の老朽化対策や施設機能の見直しと併せ、耐震化の対応を行いたい。

【監査意見】 【経済性】 収蔵庫の圧迫について（手続3）

新規の寄贈については、寄贈物を精査して重要であると判断したもののみを受入れるなど計画的に収集するとともに、増加する資料については、収蔵庫のレイアウト変更だけでなく、遊休となっている県の施設の有効活用等も視野に入れて検討していくことが必要であると考え

〔博物館・美術館〕
 収蔵資料については、「佐賀県立博物館」「佐賀県立美術館」として収蔵すべき資料について慎重に検討し、購入・寄贈受入・受託・発生等の方法で収集している。
 すでに博物館は開館以来52年、美術館は39年経過しており、その間に多くの資料が収蔵され、収蔵庫のキャパシティの限界に近付いている。
 収蔵庫については、温湿度や空気質の管理など資料を長く保管していくうえで、必要な設備もあり、県の遊休施設をそのまま利用することはなかなか難しい現状である。
 館自体の再整備の際に収蔵庫の増設も重要となるが、費用も膨大となるため、計画が立っていない状況である。
 佐賀城本丸歴史館や他の県立文化施設の整備の際にも、預かり資料の収蔵場所変更などを要請するなど、さまざまな方法で少しでも改善していきたい。

【監査意見】 【有効性、効率性】 KPIについて（手続5）

施設の設置目的は、館内を散歩する人も含めて年間にどの程度博物館や美術館に足を運んでくれたかによって果たされるものであることから、施設全体における入館者の目標値を毎年適切に設定するべきであると考えます。その上で、KPIの達成率の低下に対して、前述の館全体に向けたアンケート等による原因分析を行い、改善策を実施することで施設全体の質の向上に繋がることになると考えられる。

〔博物館・美術館〕

当館においては、事業ごとに来館者数の目標人数の設定を行っているものの、全体としての年間目標数は設定していなかった。今後は、入館者の年間目標数を具体的に設定し、KPIとして設定することで、来館者数の増加に向けた様々な施策の検討につなげていきたい。

【監査意見】 【有効性】 二次目的の効果の測定について（手続6）

それまであった常設展観覧料という収入を手放して、「広く県民に活用してもらうこと」及び「周辺地域経済への波及効果」を目的として無料化している。つまり、収入を手放しているということは、コストを費やしているとも言える。

コスト・ベネフィットという考え方からすると、「広く県民に活用してもらうこと」という主目的は入館者数推移により客観的に確認できたが、「周辺地域経済への波及効果」の測定が必要かと思われる。例えば、アンケートで当施設訪問前後に訪れる場所等を調査する等、効果の測定について工夫及び努力を行っていただきたい。今後、当施設を起点として地域経済に波及していくことを期待する。

〔博物館・美術館〕

県内外から多くの方に当館を利用させていただいており、周辺地域経済に波及効果が及んでいることは想定されるが、その波及効果の測定は実施できていない。

個人客に対してはアンケートによる調査、一般団体客においては、団体利用申し込み時に行程を確認するなどの方法を検討し、波及効果の測定に努めたい。

【監査意見】 【有効性、効率性】 利用者1人当たりコストのモニタリングについて（手続6）

当施設の観覧料は無料であるため、ベネフィットは入館者数と考えるとする。効果的・効率的に施設を運用する場合、同様のコストでより多くの入館者数を確保することを目指すべきである。

つまり、経常的な施設運営費を総利用者数で除した「利用者1人当たりコスト」をひとつの判断材料とし、低い水準で維持できるようにモニタリングをしてはどうだろうか。また、仮に「利用者1人当たりコスト」が高水準になってきた場合には、当施設の今後の維持・管理のためにも様々な観点から改善する検討も必要になると思われる。

なお、博物館は社会教育機関としての役割があり、公共関与の必要性が高いため、効率性を追求することは当然ながら役割の主旨に合わない部分もあると思われる。ゆえに、「利用者1人当たりコスト」は重要視すべき指標ではないが、あくまでもひとつの判断材料として参考にしていきたい。

〔博物館・美術館〕

当館は、社会教育機関としての役割を担っており、収益を第一の目的としていないことから、コスト・ベネフィットの視点は取り入れていなかったが、「利用者1人当たりコスト」を低い水準で維持することは必要と考える。そのためには、例えば企画展等の情報発信について、HP、SNS、パブリシティにより経費を抑えたとともに、入館者増を図っていきたい。

【監査意見】 【有効性、効率性】 アンケート方法について（手続8）

当施設では、特別展の受付前にアンケート用紙を置いて利用者に記入してもらう方法をとっているが、利用者に直接配付することや、配置場所を増やすなど、積極的に利用者の意見・要望を収集し、サービス向上策に活かす工夫が必要である。

特に、当施設においては散歩がてらに利用している常連客も多いため、当該利用者からの意見や要望についても取り入れ、サービスの向上に努めて頂きたい。

〔博物館・美術館〕

当館が主催する特別展・企画展において、来館者へのアンケートを実施し、集計結果を分析のうえ次の特別展等の計画へとつなげている。アンケート用紙は、会場の出口に配置しており、直接配布するための人的配置は行っていないが、より多くの方の意見を聞くことができるような方法を検討したい。

また、当館の展示や設備、館員の対応などを入れていただくよう、御意見箱を従来より設置しており、今後とも頂いた御意見を踏まえ改善につなげていきたい。

【監査意見】 【有効性、効率性】 他施設との連携について（手続8）

佐賀県立宇宙科学館（武雄市）は当施設とは逆に、若年層の利用者比率が高く、高齢者のリピーター比率が低い状況である。当施設の学芸員の数名が宇宙科学館に派遣されているため、今後、宇宙科学館との間で相互補完しシナジー効果が得られるような施策がないか協議を進められたい。

例えば、宇宙科学館の「ゆめぎんがクラブ（有料会員）」の会員は、博美メール会員と同様に特別展を割引料金にするなど、利用者に対する導線を引く等、課題解決のための施策やアイデアを横展開し仕組みを構築されることを期待する。

〔博物館・美術館〕

当館の特別展のアンケート調査において、若年層の来館者は相対的に少なかったことから、若年層の来館促進を図る方法の一つとして、宇宙科学館との連携により若年層を取り込む施策の検討が挙げられた。

当館としては、年代を問わず来館していただけるよう企画展やイベントの充実に努めるとともに、宇宙科学館「ゆめぎんがクラブ」会員への特別展料金割引の実施などについて協議を行いたい。

監査結果及び意見	措置の内容
第4章 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論（公の施設））	
佐賀県立九州陶磁文化館 報告書P67	
【有効性、効率性】講堂運営について（手続2及び手続4）	
<p>講堂については外部への貸し施設の検討をしてはどうか。</p> <p>地方財政法第8条では、地方公共団体の財産は、「その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」としている。</p> <p>現状、1割しか稼働しておらず、9割程度が遊休状態である。ユニークベニユーの観点から公の施設を経済的、効率的、効果的に運営及び活用するためにも、また、新たな施設利用者を掘り起こすためにも、是非検討していただきたい。</p>	<p>〔九州陶磁文化館〕</p> <p>講堂については、これまで、館主催の講演会、学校行事で来館した児童生徒への概要説明、展覧会の開会式等、主に館の行事等で利用している状況であり、稼働率は低い。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、新たな利用者層を拡大することや、館の認知度を高め来館者を増加させることにつながるよう、講堂の活用方策について検討したい。</p>

【有効性、効率性】カフェテラス事業の公募について（手続2）

公の施設の有効活用を踏まえると、応募者が2者以上となることで競争原理が働き、カフェテラスとしての質もより高まり、当施設の利用者の満足度の向上も期待できる。そのために、なぜ応募者が既存の1者に留まったのかを分析し、次の公募の際には応募者が2者以上となるように募集期間や周知等に工夫及び努力をしていただきたい。

〔九州陶磁文化館〕
 カフェテラスの運営事業者は、公募により5年ごとに決定しており、募集に当たっては、県ホームページに掲載し、1か月間の応募期間を設けている。前々回の募集時には、他の業者が現地を確認されたが、結果的に応募には至らなかった。
 事業者にとっての魅力が高まるよう入館者の増に努めるとともに、次回の募集時には、周知の方法等を工夫し、2者以上の応募となるよう努力したい。

【有効性、効率性】関係機関との連携について（手続4）（意見）

各施設が明確に異なる特徴を持って存しているのであれば、各館の特徴に基づいてストーリー仕立てを行い、回遊するような仕掛けを検討してみてはどうか。人的資源に限りがあるのであれば町おこしの点から、またシルバー世代の活用といった点からもボランティアスタッフを登用することも考えられる。有料の特別企画展の開催時では入場券の半券を提示すると相互の館で入館料の割引をすることもできないだろうか。各館のホームページ等でも相互リンクを貼る、SNS等で互いにハッシュタグを付ける等してアピールするべきである。

また、各館重複するような展示、資料の保存・収集・調査等あると思われ、時代にあった組織及び運営の合理化に努めるとともに、その規模の適正化を図らなければならない。

〔九州陶磁文化館〕

町内には、町立の有田陶磁美術館、有田町歴史民俗資料館等の施設があり、相互の博物館協議会への出席、調査・研究に係る相互協力、資料の貸借等を行っている。

現状では、相互の館を回遊する仕組みはなく、入館券の割引、ホームページでの相互リンク等は実施していない。

当館は九州の古陶磁や現代陶芸を展示しているが、有田陶磁美術館は主に明治から昭和初期の有田の陶磁器を、有田町歴史民俗資料館では有田焼製造に係る道具、文書などの民俗資料を展示し、相互の役割分担を図っている。

引き続き、各館の特徴を活かしながら連携を図り、有田町内の陶磁器関連の施設としての魅力を高めていきたい。

【有効性】利用者とのコミュニケーションのための学芸員の活用（手続4）

企画展はもとより、常設展についても一般利用者向けにも学芸員が月1回程度開催時間やテーマを決めて、対応可能な範囲でギャラリートークや館内ツアーを行うこと等を検討してみてもどうか。当然ながら開催予定はSNS等での情報発信は必須である。

また、今日ではSNSの活用により個人の体験を簡単に不特定多数に情報発信することが容易である。つまり、施設の利用者1人1人が施設の宣伝員になる可能性があるため、潜在的利用者から実際の利用者として本施設を訪れた際の満足度を上げることを常に意識すべきである。

アンケート結果からも明らかなことだが、本施設は若年層に弱く、また、1回目の利用から2回目の利用へ繋がる割合が低い。1回目の満足度を高めることで2回目、3回目へと繋がる。そのためには本施設の魅力や陶磁器のストーリーを伝える必要がある。

学芸員が館内ツアーを行うことで期待できる効果は主に以下がある。

- 展示品を見るだけでは伝わらない魅力が、学芸員がストーリーを踏まえて伝えることで魅力が伝わる。敷居が低くなり、裾野が広がる。
- 満足度が上がり、再訪へ繋がる確率が高まる。また、満足度があがることで、好意的なシェアが増える。

学芸員としては利用者の生の声を聞くことができ、潜在的なニーズの収集に役立ち、今後の施設の運営や企画展のアイデアへと繋がる。

〔九州陶磁文化館〕

当館では、特別企画展及び企画展において、会期中の毎週土曜日に学芸員によるギャラリートークを実施している。また、団体への概要説明のほか、要望があれば少人数でも展示案内を行っている。

ギャラリートークに参加した方からは、分かりやすかったなど好意的な感想をいただいております。学芸員による説明が来館者の理解を深め、満足度を高めることにつながることは認識している。

現在は、企画展等に限ってギャラリートークを実施しているが、今回、常設展示のリニューアルを行うことから、例えば、柴田夫妻コレクションや九州の古陶磁など、展示室ごとに常設展のギャラリートークを行うことを試行したい。

【有効性、効率性】KPIの設定について（手続4）

KPIを設定すべきである。例えば、入館者目標を具体的に設定することで、入館者を増加させるための施策等を具体的に検討することができる。

地方自治法第2条第14項に基づき、最少の経費で最大の効果を挙げるためにも目標を設定し、それに基づき実行し、実績と目標の差異分析を行い、次へ繋げていくというPDCAサイクルを循環させることは必要である。

また、有田陶器市は当施設の近隣で開催される。約7日間開催される有田陶器市来市者数に比し、平成30年度の年間来館者数は4.1%、令和元年度の年間来館者数は3.4%である。有田陶器市に訪れる人に向けた情報発信、アピールを計画的に行っていただきたい。

そして、KPIとして単純に入館者数だけではなく、仮に今後若年層にも力を入れていくのであれば若年層の入館者数も目標とする指標にしてみてもどうか。SNSでの発信に力を入れていくのであれば認知経路がSNSである入館者数を指標にすることも有用だと考える。

セグメント化した指標を設定することにより、より具体的な施策を議論することで、より効果的・効率的に施設の運営を行うことができる。指標の設定にも工夫をしていただきたい。

〔九州陶磁文化館〕

県立文化施設合計の入館者数は佐賀県総合計画2019の成果指標に掲げているが、館独自の目標数値は定めていない。当館の入館者数は、近年、5万人前後で推移してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け大きく落ち込んでいる。

セグメント化した目標を設定することで施策と結びついた効果的な施設運営が期待されるが、まず、アンケートなど数値の把握方法と合わせ、どういう指標を設定できるかを検討したい。

なお、来館者増につながるよう様々なツールを活用し、館ややきものの魅力が伝わる情報発信に努める。

【有効性】二次目的の効果の測定について（手続6）

それまでであった常設展観覧料という収入を手放して、「広く県民に活用してもらうこと」及び「周辺地域経済への波及効果」を目的として無料化している。つまり、収入を手放しているということは、コストを費やしているとも言える。

コスト・ベネフィットという考え方からすると、ベネフィットである「周辺地域経済への波及効果」の測定が必要かと思われる。例えば、アンケートで当施設訪問前後に訪れる場所等を調査する等、効果の測定について工夫及び努力を行っていただきたい。今後、当施設を起点として地域経済に波及していくことを期待する。

〔九州陶磁文化館〕

この度、外国人ややきものに詳しくない方にも分かりやすいものとなるよう常設展示をリニューアルし、やきもの文化の魅力や価値を国内外に発信するとともに、当館を文化観光の拠点としていくこととしている。

アンケートの実施方法なども含め、周辺地域への波及効果の測定について、どのようなやり方がよいのか検討工夫したい。

【有効性、経済性、公益性、公平性】入館者を増やす積極的な取組の必要性（手続6）

平成10年度に県民に広く利用してもらうことを主目的とし無料化へ転換したが入館者数に大きな変化はない。ゆえに無料化した効果があるとは客観的に判断が困難である。また無料化することにより失った観覧料を考慮すると有効性、効率性に疑問が残る。また、仮に入館者がすべて県民だと仮定しても各年度の県民に対する入館者の割合は1割未満であり、公益性が高いとは言い難く、1割未満の利用者分を未利用の9割超の県民も含めて負担している状態であり、公平性の観点からも疑問が残る。

時間を要するであろうが、他で意見として挙げた学芸員の活用、関係機関との連携等、様々な施策の検討をし、入館者数を増加させる工夫及び努力をしていただきたい。

仮に、様々な工夫及び努力をしても県民に対する利用者の割合が低く、かつ、今後の利用者一人当たりコストが増加し続け、そのときの状況が当施設の維持運営のために財源が必要な場合には、博物館法第23条但し書きの通り必要な対価を徴収することを検討してみてもどうか。有料化することにより観覧料という財源ができ、これにより新しい取組みを行い、利用者満足度を更に高めることで、利用者増加に繋がるという好循環が生まれる可能性もある。有料化することにより各施設で連携した観覧料割引等のインセンティブ施策も行い易くなる。長期的な視野に立ち、当施設のポジション及びコスト・ベネフィットの観点から比較検討していただきたい。

〔九州陶磁文化館〕

本県には、日本磁器発祥の地である有田をはじめ、唐津、武雄、嬉野など各地に陶磁器の産地があり、それぞれ特徴のあるやきものがつくられている。こうした佐賀が誇るやきもの文化に県民がより身近に触れ、佐賀のやきものへの興味や関心を高めてもらうよう、常設展を無料としている。

無料とすることで、やきものに興味のある方に限らず県民が気軽に館を訪れ、佐賀のすばらしい文化に触れる機会が増える。この結果、やきもの文化への理解を深めることができ、さらに、県民が佐賀に誇りを持ち、県内外に佐賀のよさを伝え広めることにつながると考える。

入館者を増やす対策については、これまでも取り組んできたところであるが、学芸員による展示解説など、来館者により分かりやすく親しみやすい工夫を行っていききたい。

この度、外国人ややきものに詳しくない方にも分かりやすい内容に常設展示をリニューアルすることとしており、展示のリニューアルと合わせ、来館者の満足度を高めることができるよう取り組んでいく。

【公平性、透明性】 寄附金控除について（手続6）

当施設に対する寄附金は地方公共団体に対する寄附金であり、領収書等受領を証明する資料があれば、所得税法上は確定申告により所得控除を受けることができ、法人税法上は全額損金算入が可能であるといった税制上の優遇措置が整備されている。

寄附金は貴重な財源でもあるため、寄附金の制度について十分な情報を提供し、当施設に運営にも活用していただきたい。

〔九州陶磁文化館〕

館の出入口に募金箱を設置しているが、これまでは寄附金控除に係る情報提供は行っていなかった。

今後、寄附金箱への表示や館ホームページへの掲載などにより、寄附金についての情報提供を行いたい。

【有効性、効率性】アンケート調査について（手続8）

施設として利用者の属性を把握し分析することは施設の運営上極めて重要である。具体的には、利用者の年齢、性別、来館回数、誰と訪れたか、どこから来たか、何で知ったか、交通手段等を把握することで、利用者の特性を把握することができ、今後どのようにしたらより効果的・効率的に情報発信できるか、満足度を高めることができるかに役立てることができる。また、好みの鑑賞スタイル（一人で黙々と鑑賞する、詳細な解説が欲しい、書籍を読みながら鑑賞する等）を選択式でアンケートにより調査し、セグメント化することも有用かと思われる。現状行われている企画展のみだけでなく、常時アンケート用紙を配置し利用者に協力してもらうことで、アンケート調査の母数が大きくなり、より精度の高い本施設全体での利用者属性を把握することができる。

また、佐賀県が所有するすべての博物館で、必要かつ共通する設問はアンケート用紙の前半に設定し、後半はそれぞれの博物館で相違する設問を設定したアンケート様式にしてみてもどうか。

上記の対応を行うことで、共通設問を他の施設とも統一化することで他の施設との比較検討も可能となり、更に佐賀県全体としても合算してマクロ的な統計結果を把握することが可能となる。

アンケートの回答をより効果的・効率的に収集・活用していくために、収集方法や集約も含めた検討を実施されることを期待する。

〔九州陶磁文化館〕

当館では、特別企画展等において来館者へのアンケートを実施している。アンケートは来館者の属性や展覧会の感想・満足度を把握するために有用と考えている。

今回、常設展示をリニューアルすることから、館運営の改善につながるものとなるよう、常設展示を含めた全体的なアンケートを実施したい。アンケートの内容については、より効果のあるものとなるよう工夫検討したい。

【有効性、効率性】アンケート結果を踏まえたSNSの活用と事業との協業（手続8）

今日ではSNSは非常に重要なツールである。ネットリテラシーを高めた上でSNSを活用し、陶磁器の文化、陶磁器そのものについて積極的に情報発信を行い、現状獲得できていない若年層の来館者を獲得するようにはしていただきたい。また、本施設は昭和57年に日本建築学会賞を受賞した建物であり、本施設からの景色も非常に魅力的である。若年層を含め幅広くアピールするためには、陶磁器の文化、陶磁器だけではなく、建物や景色等の情報発信も有用かと思われる。

また、佐賀県が行っている事業で、HIZEN5という唐津焼・伊万里焼・武雄焼・肥前吉田焼・有田焼の5つのやきもの産地が立ち上げたカジュアルブランドがある。作り手がクリエイターと手を組んで若者の感性を活かしたブランドで、当該ブランドの一部商品も当施設のショップで販売されている。しかし、HIZEN5のホームページ上には東京や福岡等での展示・販売情報は掲載されているが、当施設での展示・販売情報は掲載されていない。HIZEN5のターゲットとしている若年層は、当施設の課題であるターゲットである。つまり、HIZEN5との積極的な協業により、当施設の課題解決の糸口にもなると考える。

公の施設と事業の協業は効果的・効率的に行うためにも必要であるため、今後はHIZEN5との協業を積極的に行っていただきたい。

〔九州陶磁文化館〕

当館では、館ホームページのほか、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムを活用した情報発信を行っている。

フェイスブック等では、展覧会や所蔵品の紹介、館でのイベントなどに限らず、花や風景など季節の移り変わりも随時紹介している。引き続き、ターゲットを意識し、それぞれのSNSの特長を活かした情報発信を実施していきたい。

また、県の事業であるHIZEN5との連携強化などについても、館の魅力を高め入館者の増加につながるよう取り組んでいきたい。

監査結果及び意見	措置の内容
第4章 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 4 各論	
佐賀県立名護屋城博物館 報告書P85	
【監査意見】 【有効性、効率性、経済性】 ホールの積極的な貸出し（手続2）	
<p>稼働率が2割程度であるため、貸し施設の検討など、稼働率を向上する施策の検討をしていただきたい。新たな施設利用者の掘り起こしにも繋がる可能性。</p>	<p>（名護屋城博物館）</p> <p>これまで、近隣の企業等に対し利用促進に向けたPR活動に取り組んできたものの、認知度が十分とは言えず、当館事業での利用を含めた稼働率は低調となっていた。今回の御意見を踏まえ、認知度をより一層高めるために、まずは当館HPの利用案内の掲載内容を見直したところであり、今後も、様々な機会をとらえホール利用者の掘り起こしに向け、一層のPR活動に取り組みたい。なお、当館事業での利用に関しては、「黄金の茶室」公開（令和4年3月）以降、入館者の増が期待される場所であるが、混雑時に見学までの待機場所としてホールを活用することも検討している。</p>

【監査意見】 【有効性、効率性】 KPIの設定について（手続5）

毎年、目標値を設定し、未達成の場合、原因分析を行い、改善策を実施していくことが施設全体の質の向上に繋がると考える。

（名護屋城博物館）
当館の特徴として、「日本列島と朝鮮半島との交流史の調査研究と展示紹介」との業務以外に、「特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」の保存整備事業」や「国際的な学術・文化交流を通じた友好交流の促進」といった業務を担っており、全体的な業績評価において、「入館者数」は随時把握はしているものの、評価要素の一部であることから、KPIとして特に位置付けていなかったものである。しかしながら、調査研究及び展示紹介業務の効果計測においては、「入館者数」は重要な要素であるとは認識しており、今回の御意見を踏まえ、今後、効果指標としての取扱いについて検討したい。

【監査意見】 【有効性】 二次目的の効果測定（手続6）

周辺地域経済への波及効果を測定する工夫及び努力を行っていただきたい。

（名護屋城博物館）

今後唐津市と協議を行い、地域観光に与える影響を、測定する方法を検討していきたい。

【監査意見】 【有効性、経済性、公益性、公平性】 入館者を増やす積極的な取組の必要性（手続6

時間を要するであろうが、他で意見として挙げた学芸員の活用、関係機関との連携等、様々な施策の検討をし、入館者数を増加させる工夫及び努力をしていただきたい。

(名護屋城博物館)
 入館者数を増加させるための取組としては、例えば学芸員による出前講座（学校や公民館などへの講師派遣）や、要望に応じてガイダンスビデオの貸出などを行っているところであるが、今後は他の文化施設や観光事業者など関係機関との連携強化を図り、さらなる集客向上に努めていきたい。

【監査意見】 【公平性、透明性】 寄付金控除について（手続6）

寄付金の制度について十分な情報を提供し、施設運営にも活用していただきたい。

（名護屋城博物館）
当館に対する寄付金は、主に受付カウンターに設置した募金箱での個人寄付であるが、これまで所得税の寄付金控除制度の利用希望者がいなかったこともあり制度の情報提供を行っていなかった。
御意見のとおり、寄付金は重要な財源であるため、より多くの方に寄付いただけるよう、来館者へ対し寄付金控除制度のわかりやすい表示を行う等、情報提供を行うこととする。

【監査意見】 【有効性、効率性】 減免制度の開示について（手続7）

ホームページ等で住民に対して周知をしていただきたい。

（名護屋城博物館）

これまで当館施設の利用に際し、減免制度の利用者は限られることもあり、減免制度の案内を行っていなかった。

今回、御意見のとおり、減免制度には、施設利用の誘因効果が認められるため、令和4年1月に減免制度に加え、減免申請書や料金の記事などの追加など、ホームページの掲載内容の充実を図った。

【監査意見】 【有効性、効率性】 アンケート調査について（手続8）

各施設で必要かつ共通する設問はアンケート用紙の前半に設定する等、共通したアンケート統計を収集することで、施設毎の課題等の分析が可能となり、協業等のアイデアが生まれてくるのではないだろうか。

（名護屋城博物館）

これまで運営に役立てるために、探訪会や企画展関連イベントなどの参加者を対象にアンケートを実施し、広報効果や来場者属性の傾向把握に努めている。しかし、アンケートの対象者が限定的となっている点や、他施設と比較した違いあでの課題等が把握できていない。今後は、他施設とも情報交換・連携しながら、アンケートの内容や実施方法等を検討していきたい。

監査結果及び意見	措置の内容
第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論（公の施設））	
佐賀県立佐賀城本丸歴史館 報告書P102	
【監査意見】 【有効性、効率性】 施設使用について（手続2）	
<p>公の施設の効果的・効率的な利活用のためにも貸し施設は創意工夫を行い、可能な限り稼働させていくべきである。使用者の声をアンケート等で分析し、当施設の方針に反しない範囲で柔軟に対応していただきたい。</p>	<p>〔佐賀城本丸歴史館〕</p> <p>佐賀城本丸歴史館の貸し施設としての稼働率は直近3年間では概ね2割～3割程度であり、決して高いとは言えない状況にある。</p> <p>当館において多彩なイベントが開催されることによって賑わいが創出され、観光施設としても魅力がアップし機能強化が図られるため、貸し施設としての稼働率アップは有益である。</p> <p>当館の設置目的に沿うイベントで、かつ、当館の雰囲気と調和するもの等であれば、施設貸出について柔軟に対応していく。</p>

【監査意見】 【有効性】 二次目的の効果の測定について（手続6）

コスト・ベネフィットという考え方からすると、「広く県民に活用してもらうこと」という主目的は入館者数推移により客観的に確認できたが、「周辺地域経済への波及効果」の測定が必要かと思われる。例えば、アンケートで当施設訪問前後に訪れる場所等を調査する等、効果の測定について工夫及び努力を行っていただきたい。今後、当施設を起点として地域経済に波及していくことを期待する。

〔佐賀城本丸歴史館〕

県外や国外から佐賀城本丸歴史館に観光等で訪れてもらうことにより地域経済への波及効果があると思われるが、波及効果の具体的な測定はできていない。

必ずしも当館において地域経済波及効果の測定は要しないものの、例えば、佐賀城本丸歴史館の団体観覧申込書に当館訪問前後の宿泊地がわかる行程表を添付してもらうなど、地域経済波及効果測定の参考となるデータ等を収集することで、当館がもたらす地域経済波及効果を認識していくこととしたい。

【監査意見】 【経済性、公益性】 利用者1人当たりコストのモニタリングについて（手続6）

当施設の観覧料は無料であるため、ベネフィットは入館者数と考えるとする。効果的・効率的に施設を運用する場合、同様のコストでより多くの入館者数を確保することを目指すべきである。

つまり、経常的な施設運営費を総利用者数で除した「利用者1人当たりコスト」をひとつの判断材料とし、低い水準で維持できるようにモニタリングをしてはどうだろうか。また、仮に「利用者1人当たりコスト」が高水準になってきた場合には、当施設の今後の維持・管理のためにも様々な観点から改善する検討も必要になると思われる。

なお、博物館は社会教育機関としての役割があり、公共関与の必要性が高いため、効率性を追求することは当然ながら役割の主旨には合わない部分もあると思われる。ゆえに、「利用者1人当たりコスト」は重要視すべき指標ではないが、あくまでもひとつの判断材料にして参考にしていただきたい。

〔佐賀城本丸歴史館〕

佐賀城本丸歴史館においては、これまでコスト・ベネフィットの視点について取り入れていなかった。

当然のことながら、当館には社会教育機関としての役割があり、公共関与の必要性が高いため、効率性を追求することはできないが、コスト・ベネフィットの視点を取り入れることは可能である。

当館に求められるニーズを満たしながら、「利用者1人当たりコスト」をできる限り低い水準で維持できるように、例えば、SNSを活用した広報によってコストを抑え、かつ、団体誘客促進等により多くの入館者数を確保していきたい。

【監査意見】 【公平性、透明性】 寄附金控除について（手続6）

当施設に対する寄附金は地方公共団体に対する寄附金であり、領収書等受領を証明する資料があれば、所得税法上は確定申告により所得控除を受けることができ、法人税法上は全額損金算入が可能であるといった税制上の優遇措置が整備されている。

寄附金は貴重な財源でもあるため、寄附金の制度について十分な情報を提供し、本施設に運営にも活用していただきたい。

〔佐賀城本丸歴史館〕

佐賀城本丸歴史館内に寄附金箱を設置しているが、寄附金制度について十分な情報が提供できていない状況にある。

地方自治体に対する寄附金については税制上の優遇措置が整備されているという情報を提供することによって、寄附金のアップが期待できる。

当館への寄附金については確定申告によって所得控除を受けることができるという情報を提供していく。

【監査意見】 【有効性、効率性、公平性】 施設使用料の減免について（手続7）

インターネット上でも閲覧可能な佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例には施設使用料の減免について記載があるが、一般利用者が佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例を閲覧して確認する可能性は低い。公の施設が、地方自治法の定義に基づき「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であることを踏まえると、当施設の制度については広く住民に周知する必要がある。他県の事例などでも「施設使用の利用案内」などに記載が見受けられる。

意見①でも述べたが、貸し施設の稼働率は改善すべき事項であるため、施設使用料の減免についてもホームページ等で住民に対して周知を行うことでより稼働率を上げる工夫及び努力を行っていただきたい。

〔佐賀城本丸歴史館〕

佐賀城本丸歴史館の施設使用料の減免制度については、周知が十分にできていない状況にある。

施設使用料の減免制度を広く周知することによって、貸し施設の稼働率の改善が期待できる。

当館のホームページ等により、施設使用料の減免制度について広く周知していく。

【監査意見】 【有効性、効率性】 アンケートについて（手続8）

より広いアンケートの収集をしてはどうだろうか。現状のように学校団体に対するアンケートのみであれば学校関係者及び生徒の情報しか把握できない。当施設はボランティアスタッフのよる館内ガイドにより、利用者の生の声は収集しているが、アンケートによる統計を取ることは非常に有意義である。本施設の目的からすると広く県民に利活用してもらうためにも、利用者全体の情報が収集されるアンケート手法の活用を検討していただきたい。例えば、館内におけるアンケート用紙の設置、ボランティアスタッフによる館内ガイドを行ったあとアンケートに協力してもらう等が考えられる。

佐賀城本丸歴史館として利用者の属性を把握し分析することは当施設の運営上極めて重要である。具体的には、利用者の年齢、性別、来館回数、誰と訪れたか、どこから来たか、何で知ったか、交通手段等を把握することで、利用者の特性を把握することができ、今後どのようにしたらより効果的・効率的に情報発信できるか、満足度を高めることができるかに役立てることができる。また、好みの鑑賞スタイル（一人で黙々と鑑賞する、詳細な解説が欲しい、書籍を読みながら鑑賞する等）を選択式でアンケートにより調査することも有用かと思われる。

また、佐賀県が所有するすべての文化的施設で、必要かつ共通する設問はアンケート用紙の前半に設定し、後半はそれぞれの施設で相違する設問を設定したアンケート様式にしてみてもどうか。

上記の対応を行うことで、共通設問を他の施設とも統一化することで他の施設との比較検討も可能となり、更に佐賀県全体としても合算してマクロ的な統計結果を把握することが可能となる。

アンケートの回答をより効果的・効率的に収集・活用していくために、収集方法や集約も含めた検討を実施されることを期待する。

〔佐賀城本丸歴史館〕

現在、佐賀城本丸歴史館においては、施設運営に役立てるために、学校団体やイベント参加者に対するアンケートを実施している。

一方、アンケートの対象者が限定的となっている面は否めない。

今後は、他県や他施設におけるアンケート実施方法を参考にして検討していきたい。

監査結果及び意見	措置の内容
佐賀県立宇宙科学館 報告書P127	
【監査結果】 【合規性】 県内学校等の減免料金に関する佐賀県への申請との内容齟齬について（手	
<p>地方自治法の定めにより、利用料金を指定管理者の収入とする場合、料金は指定管理者が定めるが、あらかじめ県の承認を得なければならない。佐賀県立宇宙科学館条例でも同様に規定している。</p> <p>指定管理者が知事から承認を受けた減免金額と実際の減免額は一致する必要があるところ、齟齬が生じていた。この点、指定管理者によると、常設展とプラネタリウムのセット価格は割引のない個人のみを対象としており団体には適用しないとの考え方であり、学校等利用の場合も同様にセット割引は適用せず、承認申請書の表現の誤りで、実際の料金は趣旨に沿った正しい金額であるとのことである。</p> <p>利用料金に関する承認内容は正確である必要がある。県が承認する金額と実際の金額の齟齬を早急に解消する必要がある。</p>	<p>[文化課]</p> <p>令和4年1月28日付けで指定管理者から利用料金の承認申請の表現の誤りを正す文書を徴取し、改めて双方で承認内容の確認を行ったうえで、令和4年2月14日付けで県から利用料金の承認内容について文書を発出した。</p>

【監査意見】 【有効性、効率性】 貸しホールとしての活用について（手続3、手続7）

宇宙科学館は、開館から20年超経過し、常設展の展示内容は年々古いものとなるだろう。それを補うものとしての企画展、特別展の重要性は今後ますます高くなると考えられ、現在も県や指定管理者の努力により様々な取り組みがなされているところであるが、これからも魅力的な施設であり続けるためには、より一層の工夫や努力の必要があると考える。そのひとつの方法として、貸しホール制度の導入を検討することも考慮されたい。

例えば、指定管理者の管理の下で、様々な民間の団体等に広く門戸を開き、特別展や企画イベント等での利活用を図るという手段も考えられる。また、プラネタリウムの設備等の宇宙科学館の施設は、ユニークベニューという考え方にもなじむ可能性もある。

限られたスペースではあるが、利用料及びその減免基準を定めた上で、貸しホールの機能を追加することは、指定管理制度のメリットを最大限活用し、施設を効率的に活用し、活性化をさらに図っていくという点でのひとつの選択肢であると思われる。

[文化課]

館の中で貸しホール施設として利用可能な企画展示室については、特別企画展の展示会場や修学旅行などの団体客の控室等として活用しているところではあるが、様々な民間の団体等に広く門戸を開くことは県民サービスの向上につながることから、利用申込等があれば積極的に活用を促していくよう、指定管理者と協議を行った。

【監査意見】 【有効性、効率性】 団体予約の受付方法の見直しと決済手段の多様化の検討について

IT技術が浸透した昨今、手書きを前提とした申込書の、FAXもしくは郵送による受付のみとなっている点は、利用者の利便性の観点から、また、業務の効率性の観点から疑問が残る。例えば、ホームページから直接申し込みフォームに入力し送信する仕組みや、メールでの受付は、一般的に広く普及したものであり、導入の検討をすることは有意義であると考えます。

また、決済手段に関しては、手数料の問題等に鑑み、電子マネー等による決済が必要不可欠であるとまでは考えませんが、利用者の利便性向上や事務コストの低減につながるのであれば、導入の検討をすることは有意義であると考えます。

今後も、指定管理者が民間のノウハウを十分発揮し、様々な時代の変化に柔軟に対応し、また、運用面においても、日々高度化していく科学知識の普及を図るといふ本県の施設としてふさわしい取り組みを実施されることを期待する。

[文化課]

団体予約の受付方法については、令和4年4月以降の次期指定管理者で宇宙科学館のホームページを更新する予定としており、更新後はホームページから入力フォームで受付ができるように改良を行う予定である。

決済手段については、決済手数料等の問題やシステム、決済機器の導入等に一定の初期投資が必要となるものであることから、県から指定管理者へ導入の検討指示は行わない。

【監査意見】 【有効性、効率性、経済性】 ホームページの多言語対応について（手続3）

今日の利用者行動の特徴として、行動を決定する際に事前にインターネット上で情報を収集する。ゆえに、webコンテンツの整備は非常に重要である。本施設は各種SNSを有効活用しているが、web発信情報はすべて日本語のみである。随時発信するSNSを多言語化することはコスト上困難であるが、既に多言語化しているリーフレットのデータを活用し、ホームページに掲載する等は追加コストもかからず可能であろう。

このように既存のデータを有効活用し、より広い利用者の呼び込みを期待したい。

[文化課]

既に多言語化しているリーフレットのデータを活用し、ホームページに掲載する程度であれば、追加コストもかからず対応できると考えられることから、より広い利用者呼び込むため、指定管理者へ検討を指示する。

【監査意見】 【有効性、効率性】 必要に応じた統計データの入手検討について（手続5、手続6）

総来館者数や企画展の入場者数をさらに詳細に分析しようとするデータがない状況であり、企画展ごとにターゲットとして想定（子供の来場を念頭に置いた企画等）した来場者がどれくらいいたのか等の効果測定が行いにくいと考えられる。

来館者の属性に関する情報は、様々な角度から利用できる可能性があり、総来館者数だけでは把握できないことを分析できる有意義な情報であると考えられる。状況によっては、総来館者数やプラネタリウム観覧者数以外のKPI指標も柔軟に設定できる可能性も考えられる。さらに、意見①で提案した貸しホール等の活用を検討するのであれば、貸しホールの利用実績や利用者数なども入手した方が望ましい統計データであり、KPI指標になり得るものと考えられる。

また、減免対象者数についても、免除対象者はその総数だけしか把握しておらず、もともとの観覧料区分ごとの免除対象者数が不明のため、観覧料の正確な免除金額を算定することができない。同様に、減額対象者についても、観覧料区分ごとの来館者数に含まれており、減額対象者数の詳細が不明のため、観覧料の正確な減額金額を算定することができない。正確な減免額を集計できなければその効果測定も曖昧なものになるといえる。

意見⑥に記載している受益者負担割合を算定する際にも、減免金額の把握は重要な位置付けであると言えるため、減免対象者数についても詳細なデータの入手を検討されたい。

[文化課]

減免金額の把握を行うための減免者数の内訳の詳細を把握するには、入館チケットを販売するレジ対応と密接に関係してくることから、指定管理者とともに、検討していきたい。

【監査意見】 【有効性、効率性】 アンケートの収集方法及び集約について（手続8）

標準誤差を小さくするためには、母数が多いことが望ましい。つまり、アンケート調査での基本項目（年齢、どこから来たか、利用回数等）はアンケートの種類毎に集計するのではなく、合算できる状態にすることでアンケート結果の精度も向上する。

具体的には、以下の方法により合算が可能となる。

- 佐賀県と指定管理者で、改めて「県の利用満足度調査」、「館独自の調査」での必要な設問を擦り合わせる。

- 必要かつ共通する設問はアンケート用紙の前半に設定し、後半は相違する設問を設定し、アンケート用紙は一本化する。

上記の対応を行うことで、当施設の現状を客観的に把握し、今後の意思決定の良き判断材料として活用できるようになる。また、共通設問を他の施設とも統一化することで他の施設との比較検討も可能となり、更に佐賀県全体としても合算してマクロ的な統計結果を把握することが可能となる。

また、Web上でのアンケート回答などIT技術も活用してアンケートの収集方法を増やすことも有意義であると考ええる。

若年層はスマートフォン等での回答の方が心理的な負担が少ない可能性もある。例えば、QRコードでアンケートサイトに誘導して回答して頂く等により、前述のような紙での回答に抵抗を感じる来館者層の回答も期待でき、回答結果の集計も自動で行われることで業務の効率化になる側面もあると考えられる。

アンケートの回答をより効果的・効率的に収集・活用していくために、収集方法や集約も含めた検討を実施されることを期待する。

[文化課]

アンケートの回答数（母数）を多くとり、真に利用者満足度の検証を行うため、指定管理者で実施しているアンケート調査と県で実施しているアンケート調査の項目を統合し、集約することとしたい。

意見のあったweb方式でのアンケート調査については、導入にあたる費用と導入によりどれくらいのアンケート回答数が増えるのかの観点から、指定管理者とともに検討していきたい。

【監査意見】 【有効性、効率性、公平性】 利用料に関する受益者負担割合の考え方の導入について

一定の観覧料を徴収するにしても金額の設定にはある程度の根拠が必要ではないか。現状、（手続6）①の通り利用料金限度額は1,570円と定められているが、実際料金の設定根拠はその範囲内であるということ、近隣の類似施設の料金等さまざまな要素を総合的に判断して行ったという要素しか見当たらなかった。

博物館法第23条で「維持運営のためにやむを得ない事情がある場合は必要な対価を徴収することができる」と謳っているため、経常的な施設運営費と利用者負担の収入の比率である受益者負担割合の考え方を検討することは有意義であると考えている。

受益者負担割合を計算し継続的にモニタリングすることで、収入とコストのバランスの変化を把握できる可能性も考えられる。

また、受益者負担割合の計算は、一般的に、（手続6）①での計算のように、観覧料の減免額が無かった場合の収入額をもとに計算される。これは、減免額は社会保障や教育の観点から県が実質的に負担したコストと考えられるため、その影響を受けないようにする必要があるからである。

したがって、減免額の把握は精度の高い受益者負担割合を計算する上でも重要であり、社会保障や教育のために県が実質的に負担しているコストの把握の観点からも重要なものと考えられる。

減免額を把握して受益者負担割合を計算し、継続的にモニタリングしていくことで、観覧料の決定や見直しに係る情報を入手し活用していくことを検討されたい。

[文化課]

観覧料の設定については、指定管理者から県へ承認申請を行い、県が承認を行うことになっている。現指定管理期における利用料金限度額は、（手続6）①の通り1,570円で、実際料金の設定根拠はその範囲内であるということ、近隣の類似施設の料金等さまざまな要素を総合的に判断して承認したが、利用料金の設定において近隣の類似施設の料金設定の比較は重要なものであると認識している。

減免額の把握に必要な減免者数のカウントについては、入館チケットを販売するレジ対応と密接に関係してくることから、指定管理者とともに、検討していきたい。

監査結果及び意見	措置の内容
第4章 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 4 各論	
外国人と共に暮らす佐賀県づくり事業費 報告書P138	
【監査意見】仕様書の見直しについて	
<p>そもそも「仕様書」とは、業務委託契約書に「仕様書」として添付し、委託する業務の内容、手順、納入する成果物の仕様、数量、機能、納期、納入場所、業務の実施条件、免責など業務に関する仕様を定め、業務委託契約書の一部となるものである。</p> <p>仕様が不明確な場合、業務そのものが曖昧となり、成果物もお互いが納得した形とはならず、トラブルに発展する恐れがある。また、仕様書の内容を踏まえて委託金額が設定されるため、実態と乖離があってはならない。</p> <p>そのため、仕様書には可能な限り明確かつ詳細に業務内容を記載し、実態に即した内容の見直しを徹底する必要がある。</p>	<p>〔国際課〕</p> <p>今回の御意見を踏まえ、仕様書では、可能な限りこちらが意図している業務内容が明確になるよう、記載内容の見直しを行う。</p>

【監査意見】 資金調達手段の多様化及び適正規模での事業の実施

上述の通り当協会の収入は佐賀県への依存度が極めて高い。

佐賀県からの補助金及び委託金に関しては、交付の対象経費として支出目的が厳格に指定されるとともに直接費が重視される傾向にあることから、当協会の自主活動の障害となっている可能性もある。

また、佐賀県の限られた財源から補助金及び委託金が毎年拠出されていることを考慮すると、法人の経営の効率化に努めると共に、資金調達の多様化（例えば、寄附等）を工夫及び努力が求められる。

さらに、過去に一部を除いて、当協会に対する佐賀県からの補助金が凍結され、それに伴い必要な事業費相当額を賄うために基本財産の一部取り崩しを行った経験を踏まえると、補助金に依存し過ぎない経営が求められる。

佐賀県国際交流協会は佐賀県の国際化のためにも重要な組織である。長期的、安定的に運営していくためにも、理事である佐賀県には、佐賀県国際交流協会の資金調達の多様化及び適正な規模での事業を促していただきたい。

〔国際課〕

・佐賀県国際交流協会に対して、多文化共生社会の推進の取組のために、補助及び委託事業として、事業費や運営費に対して県から支出を行っている。外国人住民の増加とともに支援や地域づくりの必要性などが高まり、事業が増加している状況。

・同協会の自主活動が拡大することは、多文化共生に資する様々な取組をよりきめ細やかに行うことにつながる。同協会に対し、資金調達の多様化に関して、令和4年度以降の収益事業の検討、民間団体の助成金の活用や会員収入のための広報等取組について検討を促した。

【監査意見】 県内就職率について

外国人留学生が県内で進学しても就職先が県外となった場合、県の経済効果は一過性のものでしかなく、県内定着率を安定的にするには県内就職率を上昇させることが重要であるといえる。また、経済活動という観点からも、県内就職率は非常に重要である。

本事業の一つである佐賀県外国人留学生県内就職・進学支援事業費補助金における補助対象経費は、外国人留学生の県内就職や進学に向けた学校等の取組に必要な経費を対象としているが、ここでいう県内就職や県内進学支援にかかる費用は、実際に県内に進学や就職したかどうかまでは問われていない。

そのため、例えば実際に外国人留学生が県内企業に就職した場合には、補助金の給付額を上乗せするなど、より強いインセンティブを与える性質をもつ補助金制度に変更するなど、制度の見直しも必要ではないかと考える。

〔国際課〕

本補助金は、各学校の県内就職者・県内進学者数の実績に基づき年度ごとの配分額を設定しており、県内就職者・県内進学者が多い学校により多く補助金を配分する仕組みにしている。

令和3年度までは県内就職者と県内進学者に差を設けずに配分してきたが、県内就職に対してインセンティブが働くよう見直しを行った。

【監査意見】実績報告書等の検証について

企画事業など、受託者の専門的な能力の観点から取り組んでいる事業は、その専門性が十分に発揮され、当初県が目指していた事業の効果がどの程度達成されているのか十分に検証し評価する必要がある。

そのためには、委託事業であっても、県が自ら行った事業と同様に十分に把握検証されるべきであり、仕様書どおりに実施されたかどうかを詳細に検討できるよう、例えば、実績報告書のフォーマットを用意する等、工夫を凝らすべきである。

特に、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により入国規制が長期化したため、年度途中の段階で海外クリエイターの招聘を断念せざるを得ない等、当初の目的達成が困難な状況にあったといえる。このような状況においては、特に仕様書に基づいた実績報告書の細かな精査や、受託者に対する定期的な履行状況の確認を適切に行うことが不可欠であるし、当初予定していた事業が実施されないことが判明した場合には、必要に応じて弾力的に契約金額の見直し等を行うべきではなかったかと推察する。

〔国際課〕

この「創造的プラットフォーム形成事業」に関して言えば、令和2年度までは当県が事業主体となっていたものが、令和3年度より事業主体が有田町となった。このため、当該事業に係る今後の業務委託契約業務は同町が担っていく。

今後、同種の委託契約を行った際は、適時適切に必要な応じて仕様や契約の変更、実績報告書等による細やかや履行確認を行うなど、プロセスに留意することとする。

監査結果及び意見	措置の内容
第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論（公の施設））	
世界遺産活用推進費（地方創生交付金） 報告書P157	
【監査結果】 【合規性】 選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について	
<p>委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。</p> <p>したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要がある。</p> <p>この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。</p> <p>したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び契約方法（企画コンペ方式又はプロポーザル方式）が適当と判断した理由を明記する必要がある。</p> <p>なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。</p>	<p>〔文化課〕</p> <p>「郷土の誇りを“未来”へコンクール」は企画コンペ方式により、また、「世界遺産「三重津海軍所跡」情報発信業務」は公募型プロポーザルにより委託事業者を調達したが、事前伺いにおいて、それらの調達方法を選定した理由を記していなかった。</p> <p>本事業は、小中学生を対象とした普及啓発事業であり、企画内容については、募集対象の年齢層に十分配慮した効果的な手法・内容とする必要があり、原則である一般競争入札や業者の能力を評価するプロポーザル方式ではなく、より具体的な企画提案を求め競わせる企画コンペ方式を選択することとしたものである。</p> <p>なお、この事項は、令和2年度に実施された包括外部監査で全庁的に指摘されていることから、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で決裁を受けており、今後も事前伺い時に適切に記載していく。</p>

【監査意見】 【有効性】 情報発信事業の成果に関する完了報告書の記載について

事業効果の分析・検証については、委託業務仕様書にも「本業務による情報発信の効果を適切な手法で把握すること。なお、具体的な分析・調査方法については、受託者の提案に基づき、県と受託者の双方で協議し定めることとする」と明記されている項目であり、完了報告書にも項目を分けて記載がある。

ただ、完了報告書の事業の成果についての項目では、主観的な評価にとどまっており、アンケートを実施しているにもかかわらず、アンケートの集計結果を踏まえた効果の分析・検証結果の記載とはなっていない。

たしかに、仕様書ではそこまで具体的に定められてはいないが、プロポーザル方式により業者を選定後、仕様について協議をして仕様書詳細を作成している。したがって、仕様書詳細は実質的に変更後の仕様書であると言える。その仕様書詳細では事業効果の分析、検証としてアンケートを実施する旨の記載がある以上、仕様書詳細に則った報告が行われる必要がある。

事業の効果分析・検証は効果的・効率的な事業の実施についての振り返りであるとともに、今後の事業の企画をより効果的・効率的に行うための重要な業務である。

完了報告書にはアンケートの集計結果を踏まえた分析・検証結果の記載を求める等、より具体的な分析・検証を実施し、記録に残して頂くことを期待する。

[文化課]

世界遺産「三重津海軍所跡」情報発信業務委託について、実績報告書において、事業の成果についての項目が主観的な評価にとどまっており、アンケートの集計結果を踏まえた効果の分析・検証結果の記載とはなっていない。

令和3年度事業の同業務委託については、仕様に従い、アンケートの集計結果を踏まえた分析・検証結果の記載を行なうようしている。

今後とも、仕様に対応した完了報告書等の記載を適切に行うようしていきたい。

【監査意見】 【有効性】 情報発信事業の成果目標に設定について

本事業は、情報発信自体が目的ではなく、三重津海軍所跡の価値や保全に関する県民理解の促進が目的である。したがって、効果的・効率的に県民の理解を促進できたかどうかの観点から事業の成果を測定・検証していくことが必要である。

定性的な目標は、定量的な視点に変換することで測定しうるので、定性目標にとどまらず、事業目的に沿った適切な定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましいと考える。

例えば、発信した情報が閲覧された数（ホームページのページビュー数）等、情報が伝わったことを確認できる数字もある。また、アンケートの回答数が多いことを活用し、アンケートの設問で、発信された情報を見て三重津海軍所跡について理解が深まったと回答した人の割合を成果指標とすること等も考えられる。

事業の成果を測定・評価し、その振り返りを今後の事業に活用していくために、適切な成果目標が設定されることを期待する。

[文化課]

世界遺産「三重津海軍所跡」情報発信業務委託について、事業目的に沿った具体的な成果目標が設定されていなかった。

今後は、事業内容が類似する過去の事業や他事業の実績を参考にすることで、できるだけ事業目的に沿った適切な成果指標を設定するようしていきたい。

【監査意見】 【経済性、合规性】 情報発信事業の予定価格の適切な作成について

予定価格は、契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない（佐賀県財務規則第105条第2項）。

プロポーザル方式の場合、業者が決まった後企画内容を協議した上で見積を依頼するため、相見積もりを取ることがそもそも難しい状況は考えられる。ただ、予定価格は事業予算額の膨張に対する牽制を効かせる重要な要素である。参考見積書を提出する業者は予定価格に当該見積額が利用されることを予期していると想定され、不相当に高い単価等を設定する可能性を完全に否定できるものでもない以上、予定価格の積算には慎重な対応が求められる。

参考見積もりも項目別に分かれて記載されているため、事業全体として類似案件がなくても、項目別に過去の案件や他業者の単価などを踏まえて、参考見積額の妥当性を検討することが望ましい。結果として参考見積もりの金額を採用するにしても、参考見積もりの金額が著しく不合理ではないことを検証していること及びその検証の過程の記録を残すことを検討されたい。

[文化課]

予定価格の算定にあたり、一部の項目のみ再計算したのみで、ほとんどの項目が業者見積額をそのまま採用していた。

結果的に業者見積を採用するにしても、今後は、項目別に過去の案件や他業者の単価などを踏まえ、金額の妥当性を検討するなどして、参考見積額が著しく不合理でないことを検証し、その検証過程を記録に残すようにしていきたい。

【監査結果】 【経済性、合规性】 予定価格の適切な作成について

予定価格は、契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない（佐賀県財務規則第105条第2項）。本委託契約の予定価格の算定においては、その妥当性を検討した証跡が確認できなかった。参考見積書を提出した業者は、参考見積額は予定価格に利用されることを予期していると想定され、より高い単価とする可能性が否定できない。予定価格に実例価格等が反映されないと、予定価格が過大となる可能性がある。

よって、県は、単に参考見積書の合計金額を単純平均するのではなく、項目ごとに内容を検証し、適正で客観的な予定価格を算定するべきである。また、その過程を設計書や起案文書等に明示し、説明責任を果たすべきである。

[文化課]

「維新博メモリアル展示弘道館先輩役業務委託」について、2者から参考見積を入手し、見積額の合計額を単純平均した金額を予定価格として採用していた。

今後は、項目別に過去の案件や他業者の単価などを踏まえ、金額の妥当性を検討するなどして、参考見積額が著しく不合理でないことを検証し、その検証過程を記録に残すようしていきたい。

【監査意見】 【有効性】 定量的な成果指標の設定について

定性的な目標は、定量的な視点に変換することで測定しうるので、定性目標にとどまらず、事業目的に沿った適切な定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましい。例えば、イベントであることを考慮して観覧者数という目標とすることも考えられるし、令和2年度であれば、医療をテーマに行列や寸劇などを行っているので佐賀ゆかりの医療関係の偉人の知名度や、誇りに思う人の割合など、定量的な目標を設定し測定することも可能である。令和2年度は新型コロナウイルス対策に伴う大幅な規模縮小という事情もあり目標設定は行っていなかったとのことであるが、今後は定量的な目標を設定し、毎年度事業の成果を測定、評価することでPDCAサイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

[文化課]

さが維新まつりについて、新型コロナウイルス対策に伴う大幅な規模の縮小もあり、定量的な成果指標を設定していなかった。

今後は、前年度の実績を踏まえて、できるだけ事業効果がわかる定量的な目標を設定、測定、評価し、より効果的、効率的な事業実施につなげていきたい。

【監査意見】 【有効性】 定量的な成果指標の設定について

定性的な目標は、定量的な視点に変換することで測定しうるので、定性目標にとどまらず、事業目的に沿った適切な定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましい。例えば、当該モニュメントや銅像の認知度や誇りの醸成に寄与していると思う県民の割合といった定量的な目標を設定しアンケート等により測定することは可能である。毎年度事業の成果を測定、評価することでPDCAサイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

[文化課]

モニュメントや銅像の管理等を行っているが、「県民の佐賀に対する誇りの醸成と定着を図る」という事業目的に沿った定量的な成果指標を設定していなかった。

今後は、定量的な成果指標の設定を検討し、アンケートなどによる測定、評価を行い、より効果的、効率的な事業実施につなげられるようしていきたい。

【監査意見】 【有効性】 佐賀県の伝承芸能の記録保存としての映像化について

県によると、県内の伝承芸能の中には、消滅の危機に瀕しているものも存在しており、また、新型コロナウイルスの影響によりその危機はさらに高まった可能性もあるとのことである。消滅の可能性が高いと判断される伝承芸能に対しては、当然ながら継承への働きかけを行っていく必要があるが、これと並行して、消滅及び将来の復興を前提とした「資料保存」という目的で映像として記録するなどの必要性もあるのではないだろうか。

これまでの映像記録制作事業は、魅力的に見えるような工夫なども行い、テレビ放送や公共施設やイベントでの放映などを行っている。これらは地域の伝承芸能を再評価する機運の醸成や担い手不足の解消という目的に沿った事業であると思慮されるが、併せて、消滅危険性の高いものについては、「資料保存」を目的とした映像録化を行うことは、将来の復興を可能にするという意味でも意義があるため、是非検討をしていただきたい。

[文化課]

佐賀伝承芸能保存活用事業については、地域の伝承芸能を再評価する機運の醸成や担い手不足の解消を目的としているが、結果として「資料保存」という目的にも資するものと考えている。

現時点で「消滅危険性の高い」とされているものについては、近年実施されていない場合が多く、そもそも取材することができないものであり、映像記録が難しいと考えれる。

新型コロナウイルス対策等でここ数年実施されていないものや大幅に縮小されて実施されるものが多いため、取材自体が難しい状況であるが、現時点ではなんとか地域で継承されている伝承芸能が、今後も若い担い手等に継承されていくよう事業に取り組んでいきたい。

【監査意見】 【有効性】 成果指標について

まず、目標値の設定であるが、「新たに」という指標にしている以上、目標設定前より参画していた団体をゼロベースでリセットしたような目標値をとすること自体合理的ではない。取り組みは当該目標設定前にも実施されているにもかかわらず、令和元年度新たに50の団体が参画したように見えてしまう上、令和元年度の達成数が明示されないからである。目標設定以前の平成30年度までに参画している団体をカウントし、その現状をスタートとして新たな参画団体を増やしていくといった目標とする必要がある。

次に、実績値のカウント方法であるが、映像保存事業「まつりびと」は、伝承芸能を継承する取組のひとつとされているため、目標設定前にすでに当該事業に参画していた団体を新たに取組に参画した団体の実績としてカウントすることは合理性に欠ける。今後は精度の高い実績の把握を行う必要がある。

また、当該事業うち、特に芸能祭や映像化事業については対象となる団体・事業者が重複している傾向にある。先述のように、県内には500を超える伝承芸能団体・事業者があるが、これまで県の事業に参画している団体等は比較的有名で規模も大きく、消滅危機の少ない団体等に偏っている可能性が否定できない。伝統芸能の再評価を行うための方針としてはそのような団体にトップランナーとしての役割を担ってもらうことに合理性が認められるが、今後は、より規模の小さな団体等にも働きかけを行うなど、より効果的な事業実施を行うことで、県の財産である伝承芸能をひとつでも多く未来に残す取り組みを行っていただきたい。

[文化課]

総合計画2019での成果指標の設定が累計値ベースの設定であったため、それに沿った実績カウントとしていた。

規模の大小にかかわらず市町を通じて、事業活用の呼びかけをしているところであるが、新型コロナウイルスの影響等もあり、そもそも出演を希望する団体自体が限れている状況である。

今後は、どうしたら規模の小さな団体でも取り組みやすいかという観点も意識しながら事業内容を検討したい。

【監査結果】 【合規性】 選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要がある。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要がある。

なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。

〔文化課〕

「佐賀さいこうアート推進事業」は企画コンペにより委託事業者を調達したが、事前伺いにおいて、それらの調達方法を選定した理由を記していなかった。

当事業は、イベントの実施を主とする事業であり、イベントの内容については、事業趣旨に沿う範囲内で毎年度斬新な企画を求めていることから、原則である一般競争入札や業者の能力を評価するプロポーザル方式ではなく、より具体的な企画提案を求め競わせる企画コンペ方式を採用した。

なお、この事項は、令和2年度に実施された包括外部監査で全庁的に指摘されていることから、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で決裁を受けており、今後も事前伺い時に適切に記載していく。

【監査意見】 【有効性、効率性】 成果指標について

当該事業目的からすると、「佐賀県には文化的、歴史的な魅力があることを県民に再発見・再認識してもらおう」こと、「その魅力を県内外に発信することにより地域の活性化を図る」ことである。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえると、来場者数を中心とした成果指標のみでは有意義なイベントであっても過年度と比べて成果が出なかったように見えてしまう可能性もある。その場合、人が集められないのであればそもそも事業を行う必要性があったのかとの疑念を抱かれる可能性も否定できないため、来場者数とは異なる方向性の目標設定も必要となるのではないかと考える。

この点、発信力のあるアーティストや来場者に県内の魅力に触れる機会を提供すること等を通じて、目的に合った事業の効果を出せていると県では認識しているが、定量的に測定されていない。

定性的な目標は、定量的な視点に変換することで測定しうるので、定性目標にとどまらず、事業目的に沿った適切な定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましい。例えば、県内及び県外の来訪者に対するアンケートによりイベントで佐賀県の魅力を再発見できたか、SNS等でシェアしたいか等を尋ねることは可能である。

参加者数のみを成果指標とすると、イベントを開催するごとに当然ながら累計参加者数は増加する。しかし、限られた財源の中からコストをかけてイベントを開催するため、アンケート等で佐賀県の魅力を再発見・再認識できたかを測ってPDCAサイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

〔文化課〕

本事業は、「佐賀県総合計画2019」中の「県民が、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、楽しみ、自ら文化芸術活動に取り組むとともに、文化芸術を楽しみながら地域が賑わっていることを目指す」「特色ある展覧会など、文化芸術を楽しむことができる環境や、その理解を深めるための機会の充実・拡充に取り組む」の取組の一つとして実施されたものであるため、文化芸術イベントの参加者数を主な成果指標としているものの、開催の度にアンケートも実施し、来場者に「佐賀県の魅力を再発見できたか」という項目も盛り込んでいる。今後も単に量だけではなく、質についても参加者の意見を聞くアンケートを行い、より効果的、効率的、経済的な事業実施に繋げて行きたい。

【監査結果】 【合規性】 選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。

〔文化課〕

「佐賀さいこうアート推進事業」は企画コンペにより委託事業者を調達したが、事前伺いにおいて、それらの調達方法を選定した理由を記していなかった。

当事業は、イベントの実施を主とする事業であり、イベントの内容については、事業趣旨に沿う範囲内で毎年度斬新な企画を求めていることから、原則である一般競争入札や業者の能力を評価するプロポーザル方式ではなく、より具体的な企画提案を求め競わせる企画コンペ方式を採用した。

なお、この事項は、令和2年度に実施された包括外部監査で全庁的に指摘されていることから、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で決裁を受けており、今後も事前伺い時に適切に記載していく。

【監査意見】 【経済性】 佐賀さいこうアート企画運営事業の企画コンペ方式での1者応募について

<p>1者のみの応募であっても委託事業者の選定自体は有効であるが、複数の応募者があることでより実効性のある事業者間の企画提案競争が確保されるものと考えられる。そのため、今後も1者応募が続くようであれば、競争性が薄まり、企画コンペ方式が求める良質な提案を選定すること自体が十分に行われなくなり本来の目的が達成されなくなる可能性もある。</p> <p>この点、令和2年3月31日に総務省が公表した「令和2年度総務省調達改善計画」によれば、一者応札改善のための取組として、「競争性をより一層確保しコスト削減を図るため、一者応札の改善に努めるとともに、適切な契約方式の選定等、透明性の確保に努める。特に前回調達において、一者応札だった案件については、その原因等を分析し改善策を次回調達に反映させることを徹底する。」とされている。</p> <p>本事業では、令和元年度が説明会参加者数及び企画コンペ参加者数がともに1社だったことを受けて、令和2年度では県外の業者も募集する等複数の応募者を確保するための対応は行われている。その対応もあってか、令和2年度は説明会参加者数は6社と増加したが、企画コンペに参加したのは1社にとどまった。</p> <p>改善策を次回調達に反映させる等の対応が行われてはいるものの、結果論ではあるが1者応募の状況は変わっていないため、引き続き1者応募の原因等を分析し次回に向けての改善策の検討が行われることを期待したい。</p>	<p>〔文化課〕</p> <p>本事業の委託事業者を選定する企画コンペについて、令和元年度の説明会参加者数及び企画コンペ参加者数がともに1社だったことを受けて、令和2年度では県外の業者も募集する等複数の応募者を確保するための対応を行い、令和2年度は説明会参加者数は6社と増加したが、企画コンペに参加したのは1社にとどまった。令和3年度は、説明会の参加を必須にしないという改善策を取り、企画コンペに2社の参加があった。引き続き、複数の応募者を確保できるよう工夫していきたい。</p>
---	--

【監査結果】 【合規性】 選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。

〔文化課〕

「東京オリパラ文化プログラム推進事業費」の実施にあたっては企画コンペにより委託事業者を調達したが、事前伺いにおいて、それらの調達方法を選定した理由を記していなかった。

当事業は、イベントの実施を主とする事業であり、イベントの内容については、事業趣旨に沿う範囲内で毎年度斬新な企画を求めていることから、原則である一般競争入札や業者の能力を評価するプロポーザル方式ではなく、より具体的な企画提案を求め競わせる企画コンペ方式を採用した。

なお、この事項は、令和2年度に実施された包括外部監査で全庁的に指摘されていることから、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で決裁を受けており、今後も事前伺い時に適切に記載していく。

【監査意見】 【有効性】 成果目標について

事業目的には、「文化交流を通じて佐賀県の魅力を海外に発信する」「交流人口の拡大、地域の活性化等の推進」といった表現も含まれており、これらの観点からも成果目標の設定も必要ではないだろうか。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、来場者数を中心とした成果指標のみでは有意義なイベントであっても過年度と比べて成果が出なかったように見えてしまう可能性もある。その場合、人が集められないのであればそもそも事業を行う必要性があったのかとの疑念を抱かれる可能性も否定できないため、来場者数とは異なる方向性の目標設定も必要となるのではないかと考える。

限られた財源の中からコストをかけてイベントを開催するため、来場者数だけではなく、事業目的に沿った効果があるのかを次に繋げていただきたい。例えば、アンケート等で、イベント参加により海外文化交流に興味を持った・興味が増した、佐賀県の文化的な魅力を認識できたと回答された割合が一定以上であることを目標に加えることや、オンライン配信であればアクセス数等、事業の成果を異なる側面からも測る試みを検討されることを期待する。

〔文化課〕

本事業は、「佐賀総合計画2019」中の「多彩な文化芸術の振興」の一部として、「県民が、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、楽しみ、自ら文化芸術活動に取り組むとともに、文化芸術を楽しみながら地域が賑わっていることを目指す」「特色ある展覧会など、文化芸術を楽しむことができる環境やその理解を深めるための機会の充実・拡充に取り組む」の中の一つとして実施されたものであるため、文化芸術イベントの参加者数を成果指標としている。今後は、目標値を設定するなどより効果的、効率的な事業実施に繋げていきたい。

【監査意見】 【有効性、効率性】 HIZEN5の事業の目標設定と効果測定について

当該事業は、開発した商品を入り口にして、多くの若年層に県のやきものを知ってもらい、将来的には販売増加につながることを意図していると思われる。事業に際しては、このような目的に沿った定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましいと考える。例えば、「若者にやきもの文化を知ってもらう機会の提供」という点を重視し、若年者層の県内窯業の知名度やHIZEN5の取扱店舗数とすることも考えられる。また、HIZEN5アイテムの販売を重視すれば、その販売額とすることも考えられる。また、指標は複数とすることも考えられる。窯業の再建は、佐賀県にとって重要な課題の一つである。毎年度事業の成果を測定、評価することでPDCAサイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

〔文化課〕

本事業は、若者にやきもの文化を知っていただくことを目的としている。

今後、定量的な成果指標を設定し、より効果的、効率的、経済的に事業を実施していきたい。

【監査意見】 【合規性、公平性、透明性】 見積もり合わせの業者選定について

見積もり合わせを行う意義は、複数者の価格やサービス内容を比較して、より良いサービスや商品を選ぶことにある。この点、別の事業者とはいえ、同一グループ内の者を選定することは、見積もり合わせの有効性が担保されているかどうか疑問が残る。このような場合には、その2者を選定した理由を決裁文書等で明確にする必要があると考える。見積もり合わせは単なる複数者から取得すればいいというわけではなく、実効性が必要なこと、また、業者を選定した理由を起案文書等で明らかにし、取引の透明性に関する説明責任を果たすことが望まれる。また、当該事業に限らないが、県内には比較的大規模な企業が限られることから、一定の企業への委託が集中している。見積もり合わせの業者選定の理由のほとんどが「実績のある県内企業」となっている。確かに実績や規模の面で信頼感のある企業への委託することが効率的であることは理解できるが、実績を求めると、いつまでも新規の業者は参入できず、同一企業への委託が継続することとなりかねない。特に本件のような比較的小規模な委託契約は、新規の業者や規模の小さな企業などを積極的に活用することも検討されたい。

〔文化課〕

見積り合わせによる随意契約を行った本事業において、見積書を同グループの別会社から徴収したため、指摘を受けている。

新規の業者の参入など、より多くの事業者に参入していただくため措置を行いたい。

【監査意見】 【効率性】 九州陶磁文化館（公の施設）との協業について

当事業の目的は、肥前窯業圏に「多くの方々に実際に足を運んでその魅力や文化的価値に触れてもらい、地域の文化的賑わいを創出すること」にあり、県はHIZEN5の商品を九州陶磁文化館でも販売するなど、連携を図っている。今後はHIZEN5のホームページに九州陶磁文化館での販売情報を掲載することや、九州陶磁文化館での販売アイテムや魅力的な売り場のレイアウトの見直し等について、九州陶磁文化館のリニューアルに向けて協業をより積極的に行うことで、HIZEN5の知名度向上と九州陶磁文化館の来館者数増加の相乗効果をもたらされることを期待する。

〔文化課〕

HIZEN 5 と九州陶磁文化館の協業を積極的に深めることで、HIZEN5の知名度向上と九州陶磁文化館の来場者増加の相乗効果をより一層もたらししていきたい。

【監査意見】 【効率性、経済性、合规性】 予定価格の適正な作成について

予定価格は、契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない（佐賀県財務規則第105条第2項）。本委託契約の予定価格の算定においては、その必要性や金額の妥当性を委託業者へのヒアリングにより確認したとのことであるが、証跡が確認できなかった。本件のように単一業者（一者）との随意契約であっても、予定価格積算は慎重に行う必要があると考える。当該事業者のみがなし得るような特殊な項目はやむを得ないとして、イベント用のパネルや、賃借料などは県で行っている他の同様の契約を参考にしたり、相場を確認したりするなど、その妥当性を検討の上での採用とすることが可能である。また、その過程を設計書や起案文書等に明示し、県民への説明責任を果たすことが望まれる。

〔文化課〕

予定価格は、金額の妥当性を確認し、県民への説明責任を果たすために、その根拠を明示できるようにしておくことが必要であるが、今回、委託事業者へのヒアリングにより確認したのみであった。

今後は、説明責任を果たすべく、県で行っている他の同様の契約や相場を確認した証跡を設計書や起案文書等に明示していく。

【監査意見】 【有効性、効率性】 定量的な成果指標の設定について

定性的な目標は、定量的な視点に変換することで測定しうるので、定性目標にとどまらず、事業目的に沿った適切で定量的な成果指標を可能な限り設定することが望ましいと考える。また、現在県は名護屋城跡に「黄金の茶室」を制作・展示する計画を進めている。当事業についても、定量的な目標の設定は不可欠であると考える。初期投資だけではなく、LCC（ライフサイクルコスト）も含め、事業費に見合う効果を出すことができているのかどうかを検証する必要がある。

毎年度事業の成果を測定、評価することでPDCAサイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

〔文化課〕

文化振興事業においては、効果の全てを定量的に把握することは難しいとは考えますが、できるだけ定量的な目標を設定することで、より効果・効率・経済的な事業実施につながるよう、「黄金の茶室」制作・展示の事業をはじめ各種事業において来場者数などの具体的な目標を設定していきたい。

【監査意見】 【公平性】 黄金の茶室の観覧料の検討について

黄金の茶室には観光振興の性質もあることに鑑み、また、公平性の観点からの受益者負担という意味でも、観覧料について有料化の是非の検討が必要であると考えます。この点、途中からの有料化は難しいことがあるので、事業開始当初の慎重な検討が望まれる。観覧料を有料もしくは無料とする場合の検討過程、結果及びその根拠を文書化し、県民への説明責任を果たすことが望ましいと考えます。

〔文化課〕

令和3年度制作、4年度活用開始を予定している「黄金の茶室」について、展示場所である名護屋城博物館が無料ではあるが、公平性・受益者負担の観点から有料化の是非を検討すること、無料とする場合にも検討結果及びその根拠を文書化することで、県民への説明責任を果たすよう意見が出されている。

意見のとおり、上記は、県民への説明責任を果たす上でも文書化しておくことは必要と考えており、観覧料の有無、プログラムの金額等について、検討過程、結果、根拠はきちんと文書化していく。

【監査意見】 【有効性】 成果目標について

創出された作品のPRという観点からは、出版記念講演を開催し、その来場者数を成果目標とすることは有意義と考える。また、講演会開催等により作家とのリレーション構築・継続を図り、次回作品へ繋げるという観点からも、講演会開催は事業目的に繋がるものと考えられる（実際に、作品の創出に繋がった結果も出ている）。ただ、作品のPRは佐賀を題材とした作品が創出された結果として付随するもので、そこに至るまでの活動に関する目標設定があってもよいのではないかと。

本事業の軸足としては、佐賀を題材とした作品の創出に向けた支援と考えられるため、取材誘致など、支援のために行っている活動の件数等を成果目標として設定することも検討されたい。

〔文化課〕

当事業は、作家や編集者の取材誘致や支援を行って、佐賀を題材とした作品の創出を図ること、また、創出された作品に多くの方が触れてもらえるよう作品のPR支援を行うことを目的としている。

しかしながら、作品のPR支援に係る目標値だけでなく、取材誘致件数など支援のために行っている活動の件数等も成果目標として設定することを検討したい。

【監査結果】 【効率性、経済性、合规性】 予定価格の適正な作成について

予定価格は、契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない（佐賀県財務規則第105条第2項）。本委託契約の予定価格の算定においては、その妥当性を検討した証跡が確認できなかった。本件のように単一業者（一者）との随意契約であっても、予定価格積算は慎重に行う必要があると考える。当該事業者のみがなし得るような特殊な項目はやむを得ないとして、掲載料や調整費などは県で行っている他の小説の連載の委託契約を参考にしたり、相場を確認したりするなど、その妥当性を検討の上での採用とすることが可能で、また必要である。また、その過程を設計書や起案文書等に明示し、説明責任を果たすべきである。

〔文化課〕

本事業の予定価格の作成について、単一事業者との随意契約（取扱い一社）であったため、同社からの参考見積を基本としながら、過去の委託契約を参考にしたり、相場を確認してその妥当性を検討していたところであるが、その過程を起案文書等に明示していなかった。今後は、きちんと説明責任を果たすべく、その判断過程を起案文書等に明示していく。

【監査結果】 【合規性】 選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。

〔文化課〕

「新しい文化表現モデル創出事業」の実施にあたっては企画コンペにより委託事業者を調達したが、事前伺いにおいて、それらの調達方法を選定した理由を記していなかった。

本事業は、ライブや公演等、イベントの実施を主とする事業であり、イベントの内容やイベントに参加する主体の選定方法、広報の方法等について、事業趣旨に沿う範囲内で業者側から提案いただきたいことから、原則である一般競争入札や業者の能力を評価するプロポーザル方式ではなく、より具体的な企画提案を求め競わせる企画コンペ方式を採択することとしたものである。

なお、この事項は、令和2年度に実施された包括外部監査で全庁的に指摘されていることから、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で決裁を受けており、今後も事前伺い時に適切に記載していく。

【監査結果】 【合規性】 選択した契約方法を適当と判断した理由の事前承認について

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を基本とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法を選択する理由という項目の性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及びプロポーザル方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

なお、令和元年度を対象とした令和2年度包括外部監査において同様の意見があったことを受け、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で承認を受けていることを確認した。

〔文化課〕

「JAXA宇宙教育文化振興事業」の実施にあたっては公募型プロポーザルにより委託事業者を調達したが、事前伺いにおいて、それらの調達方法を選定した理由を記していなかった。

本事業は、次代を担う子どもたちの科学に関する興味を育むとともに、様々な視点が培われることで郷土への愛着の醸成を図ることを目的とした事業であり、JAXAや宇宙科学館との調整が多く発生したり、企画内容に県からの要望を反映させていく必要があることから、原則である一般競争入札や企画内容を評価する企画コンペ方式ではなく、業者の能力を評価するプロポーザル方式を選択することとしたものである。

なお、この事項は、令和2年度に実施された包括外部監査で全庁的に指摘されていることから、令和3年度からは事前承認の際に契約方法を選択した理由を記載した上で決裁を受けており、今後も事前伺い時に適切に記載していく。

【監査意見】 【経済性、合规性】 予定価格の適正な作成について

予定価格は、契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない（佐賀県財務規則第105条第2項）。

プロポーザル方式の場合、業者が決まった後企画内容を協議した上で見積りを依頼するため、相見積もりを取ることがそもそも難しい状況は考えられる。ただ、予定価格は事業予算額の膨張に対する牽制を効かせる重要な要素である。参考見積書を提出する業者は予定価格に当該見積額が利用されることを予期していると想定され、不相当に高い単価等を設定する可能性を完全に否定できるものでもない以上、予定価格の積算には慎重な対応が求められると考える。参考見積もりも項目別に分かれて記載されているため、事業全体として類似案件がなくても、項目別に過去の案件や他業者の単価などを踏まえて、参考見積額の妥当性を検討することが望ましい。結果として参考見積もりの金額を採用するにしても、参考見積もりの金額が著しく不合理ではないことを検証していること及びその検証の過程の記録を残すことを検討されたい。

〔文化課〕

本事業ではプロポーザル方式で業者の決定を行い、その中で予定価格の積算を行っている。予定価格の積算を行う際、業者からの参考見積などを参考にすが、業者が不相当に高い単価を設定するなどの可能性も否定できず、慎重に予定価格を設定する必要があるが、検討の慎重さや検討した過程を残すなどの配慮が不足していた。

また、本事業は、次代を担う子どもたちの科学に関する興味を育むとともに、様々な視点が培われることで郷土への愛着の醸成を図ることを目的とした事業であり、JAXAや宇宙科学館との調整が多く発生したり、企画内容に県からの要望を反映させていく必要があることから、原則である一般競争入札や企画内容を評価する企画コンペ方式ではなく、業者の能力を評価するプロポーザル方式を選択することとしたものである。

今後は、項目別に過去の案件や他業者の単価などを踏まえ、金額の妥当性検討するなどして、参考見積額が著しく不合理でないことを検証し、その検証過程を記録に残すようにしていきたい。

【監査意見】 【有効性、効率性】 事業目標の設定について

目的を明確にし、最大限の効果を期すためには、先にも述べたように、定量的な目標の設定は事業に不可欠であると考え。これをあらかじめ定めて費用対効果を意識した事業を進めることが望まれる。当該リニューアルにおけるメインターゲットは、新型コロナウイルス収束後の経済活動の通常再開を見越して、「これまで来たことのない人や海外の方」ということなので、当該目的に沿った成果指標を設定する必要があるだろう。目標を明確にすることで、ターゲットを絞ったPR手法を採用する考え方も有効である。

適切な成果指標を設定し、毎年度事業の成果を測定、評価することでPDCAサイクルを回し、より効果的・効率的・経済的な事業実施につなげていただきたい。

〔文化課〕

当事業により、外国人ややきものに詳しくない方にも分かりやすいものとなるよう常設展示の内容をリニューアルし、やきもの文化の魅力や価値を国内外に発信することとしている。

新型コロナウイルス感染症収束後を見越し、指標の測定・評価方法や、数値の把握方法などと合わせ、どういう指標が設定できるか検討し、事業の成果がより効果的なものとなるよう取り組んでいきたい。

【監査意見】 【有効性、効率性】 観覧料に関する意思決定過程等の明確化について

確かに博物館法の下では、博物館の観覧料は無料であることが原則である。ただし、①今回のリニューアルは主に観光施設としての側面にフォーカスしたものであること、②博物館等の施設の観覧料については固定的な場合が多く、特に無料を有料化することや値上げすることは難しいこと、③リニューアル時などは観覧料見直しの機会であること等をふまえる必要がある。県はリニューアル後の観覧料等も引き続き無料とする方向であるとのことだが、今後それを決定する過程においては、意思決定過程を明らかにし、また、その根拠、理由等を適切に検討・文書化することで県民への説明責任を果たす必要があると考える。また、観光施設としてのポジションを取っているのであれば少なくとも利用者数をKPIとして設定することは必要不可欠であるし、常設展が無料である当施設を起点として周辺へ「つなぎ」、経済効果を波及させることが主目的であればその効果を図る努力が必要である。例えば、当施設訪問前後にどこを訪れるのか等のアンケートによる把握等が挙げられる。

限られた財源の中から事業を行うため、上記のように事業目的が達成されたか否かを測るよう工夫及び努力をしていただきたい。

〔文化課〕

当事業は、九州陶磁文化館の常設展示の1室をより分かりやすいものとなるようリニューアルするものであるが、館全体を改修するものではなく、館の機能や目的はこれまでと変わらない。このため、引き続き、県民が文化芸術に触れる機会を提供し文化の振興を図ることを目的に、観覧料の無料化を継続することとしている。

なお、当事業の実施により、文化観光の拠点としての活用が期待されることから、来館者数の目標設定などについて、工夫検討していきたい。

【監査意見】 【有効性、透明性】 指定管理者制度の効果検証記録の保存について

現在の指定管理者は1期5年で運用されており、指定管理者制度を継続するかどうかの見直しの機会は限られていることを踏まえると、指定管理者制度の効果検証は重要な手続きであるといえる。

したがって、十分な検証を持って指定管理者制度の継続を判断したことを示す証拠という観点からも、当該効果検証の記録を残すことを検討されたい。

なお、指定管理者制度の効果検証としては、県営か指定管理者制度のどちらを選択するかの観点から行われれば十分であり、指定管理者が前回の選定時よりも効果を上げていることまでを求めなくてもよいのではないかと考える。

また、毎事業年度モニタリング等を行い、事業報告書の提出を受けて事業を評価した結果を通知しているのであれば、その評価を実施する際に、仕様書の業務項目に沿った業務が行われているかどうか、住民サービスの向上が測られているかどうか（利用者目標達成状況やアンケート結果の活用状況等）、管理運営経費の縮減が図られているかどうか、コンプライアンスに重要な問題はないか、指定管理者の財務状況に重要な問題はないか、指定管理者選定当初には想定されていなかった状況の変化はないか（例えば、原油価格高騰により燃料費の見直しが必要ではないか等）といった評価項目を加えることで、年次で指定管理者制度の効果検証を行うことも検討されたい。

[文化課]

毎事業年度モニタリング等を行い、事業報告書の提出を受けて事業を評価しており、この評価をもって指定管理者制度導入の効果検証を行っていると認識しており、今後も継続して必要な効果検証を行っていきたい。

監査結果及び意見	措置の内容
第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論（公の施設））	
観光連盟補助金（国内・海外観光客誘客促進事業、受入環境整備事業） 報告書P234	
【有効性、効率性】 リスクを分散した安定性のあるインバウンド推進について	
<p>直近の米国を中心とした主要国と中国の関係、中国・台湾関係、中国・香港関係の状況を踏まえると、今後は、中国、台湾、香港からのインバウンド観光客数も不安定な状況になる可能性も考えられる。例えば、日本とは直接的関係がない事象ではあるが、中国政府は、韓国と米国の軍事関係を巡って、平成28年以降、中国人団体旅行客の韓国への渡航制限措置を講じ、韓国経済は大きな打撃を受けたと言われている。その後、中国内一部地域からの渡航制限は解除されたが、全面的な制限解除には至らない状況のままコロナウイルス感染拡大による全面的渡航制限へと移行している。また、台湾総統選の半年前である令和元年7月には、中国政府は大陸から台湾への個人旅行を禁止し、台湾の旅行業界にも大きな損失を与えたようである。</p> <p>最近では、経済安全保障問題への注目が高まっている。現状では半導体等を中心とした議論ではあるが、新型コロナウイルス感染症収束後はインバウンド促進施策にも議論が及び得る問題かと思われる。コロナ禍以降、外交関係が極めて複雑になっており、偏った海外観光客誘客促進事業は、リスクを伴う状況になっている。外交関係を踏まえながら、地方自治体としては、リスクを分散すべく「マルチバウンド」の基本方針等に基づき、安定性を十分に備えた誘客促進事業が実施されることが必要と考える。</p>	<p>〔観光課〕</p> <p>特定の国に偏った海外観光客の誘客は、外交関係の変化に影響を受けるリスクを伴うため、これまでもリスク分散のために「マルチインバウンド」での誘客促進に努めてきた。引き続き、特定の国に偏らない形での海外観光客誘致促進事業を実施していく。</p>

【有効性、効率性】主要国別の成果指標設定について

国別事業費規模の相違、潜在的誘客数（人口規模、観光動態等から想定される将来性）、外交関係の状況などからすると、本来は、主要国別の延べ宿泊者数も成果指標として設定する必要があると考える。

そして、国別の宿泊者1人当り事業費を算出し、先ずは、県内への宿泊者1人当り経済効果又は消費額などと対比して議論されるべきものとする。宿泊者1人当り事業費が相対的に高い国については、その要因分析が必要と思われる。

なお、佐賀空港の上海便は、団体旅行者よりも個人旅行者が圧倒的に多い状況であるが、県の中国向けプロモーションには、団体旅行向けのプロモーションも多い。沿岸部・内陸部別に宿泊者1人当り事業費を算出するなどして、中国のエリア特性も考慮した事業性評価を行う必要があると考える。

今後は、国別の宿泊者数、宿泊者1人当り事業費の目標達成率も明示したうえで、各国の状況により即したインバウンド施策が実行されることが必要と考える。

〔観光課〕

現在県が「佐賀県総合計画2019」で掲げている成果指標は、インバウンドに関連するものとしては、外国人の延べ宿泊者数となっている。

ご意見のとおり、観光消費額や国別の将来性、観光客誘致にかけた費用に対する効果などにも着目して観光施策を行っていく必要があるため、これに則した指標を目標として設定していく必要があると考える。

ご意見のあった国別の宿泊者数や宿泊者1人当たりの消費額なども含め、適切な目標設定を今後検討し、成果指標としていきたい。

【有効性、効率性】観光連盟から県への実績報告書について

県は、事業単位毎に、更にはその細項目毎に、それぞれの事業目的を設定して予算規模を決定している。県は、事業実施主体である観光連盟に対して、県が設定した事業単位・細項目に応じた実績報告を求める必要があると考える。

〔観光課〕
 県の事業単位・細事項に応じた実績を提出いただくことが望ましいと考えているが、事業を実施している佐賀県観光連盟の会計処理との整合性を踏まえ、今後、対応可能な方法を検討していく。

【有効性、効率性】 アンケート結果の有効活用について

県として更なる海外観光客誘客促進を図る方針であれば、アンケート結果を有効活用していく必要があると考える。特に不満の声を客観的に把握し、これに対応していくことは極めて重要である。なお、近年は団体旅行から個人旅行にシフトしている傾向があり、ガイドがなく、移動手段も限られる個人旅行対策としては、不満項目等への対応がより重要になると考えられる。

〔観光課〕

ニーズを把握し、それに沿った施策を行うことは重要であり、ご意見のとおり来客へのアンケートによって把握されたニーズや不満は重要な参考情報であると考えます。令和2年5月に実施したアンケート結果を有効活用し、交通の便やショッピングに関する課題等を解決していくことで、海外からの観光客のニーズに合致する事業実施を検討していく。

【有効性、効率性】 宿泊補助金に関する累進制度、シーズン制度の採用について

現状の補助額は、旅行会社の送客規模、過去実績等を考慮して、3千円以内の金額に設定されているが、旅行期間中の県内宿泊日数に応じた累進制度（例えば、1泊目2千円、2泊目3千円、3泊目4千円など）やオフシーズンにおける補助額割増制度などは、採用されていない。

佐賀空港国際線発着便に搭乗し、県内宿泊施設を利用する旅行商品であっても、県内宿泊率（県内宿泊日数÷旅行期間総宿泊日数）が低い旅行商品もある。例えば、台湾便搭乗の団体旅行には、4泊5日で県内1泊のみというケース（県内経由地は、祐徳稲荷神社、有田ポーセリンパーク、嬉野の旅館のみの様なケース）もあり、累進制度の採用は、県内宿泊率を上昇させる効果があるものとする。なお、民間の主要インバウンドニュースサイト（訪日ラボ）における観光庁資料集計データ（令和元年）によれば、インバウンド観光客の佐賀県内平均宿泊日数（他県発着便利用分も含む）は1.8泊であり、全国44位とされている（長崎県3.9泊、福岡県3.8泊、熊本県3.3泊、大分県1.9泊）。宿泊補助や地域観光づくり推進等により宿泊日数を増加させることは、今後の重要課題と思われる。

また、シーズン制度に関しては、桜開花時期は年間で最もインバウンド観光客が増加する時期の様であり、繁忙・閑散の状況に応じて補助額を増減させることは、効率的な制度運用になると考えられる。

累進制度による県内宿泊率の上昇、オフシーズンへの補助金の重点配分等により、インバウンド施策がより効率的に実施されることを期待したい。

〔観光課〕

ご意見のとおり、累進制度による補助金の重点配分を行うことで、インバウンド施策が効率的に実施されることも想定できる。

現在、海外からのインバウンドはストップした状態にあるが、再開された際には、航空会社との意見交換を行いながら、効率的な事業実施に向け検討を行う。

【有効性、効率性】個人旅行者割合の急速な高まりへの対応策について

平成31年1月～令和元年6月の佐賀空港上海便1便当たりの宿泊補助実績額は、30千円（1便で10泊分程度）と極めて少額に留まっている。要因は、「県外宿泊の団体旅行が多い」、又は、「搭乗者の大部分が個人旅行である」の何れかとなるが、県に抛れば、後者の要因とのことであり、上海便においても、個人旅行が圧倒的に多い状況となっている。

また、台湾便も団体客数が減少傾向にあり、県としても台湾のFITを増やしたいとの意向がある。韓国も今後は個人旅行にシフトして行く可能性もある。

佐賀空港国際線の利用者のうち、個人旅行の周遊ルートは把握が難しいため、旅行期間中の佐賀県内宿泊率は県では把握できていないが、宿泊補助制度が個人旅行にも適用されることになれば、県内宿泊率は高まると考えられる。上記のOTA等と提携することにより、団体旅行と同様の補助制度を個人旅行に設けることは事務手続的にも実現可能と考えられる。

宿泊補助の見直し（団体旅行と個人旅行の予算配分見直し等）、個人旅行者向けの商品開発など、急速な勢いでFITにシフトしている現状に対応した効果的な施策の見直しが必要と考える。

〔観光課〕

ご意見のとおり、FITが増加傾向であるため、①個人旅行者への情報発信、②個人の移動手段の提供を実施している。

①については、韓国語・中国語（繁体、簡体）・英語・タイ語のHPやSNSの運用、各国市場のWEBメディア及びインフルエンサーの活用により情報発信を行っている。

②については、補助制度によりレンタカー等をセットにした個人向けのパックツアーを造成してもらい、FITの誘客に取り組んでいる。また、中国市場においては、レンタカーが利用できないため、鉄道やバスの周遊パスの利用を促進している。

さらに、FITの個人客がどこにしているのかを把握し、今後の情報発信や商品造成に生かすために、FITが多い中国市場において、デジタルマーケティングを実施する予定である。

【有効性、効率性】実効性のある広報支援について

上記の通り、春秋航空による広報は、大部分をヘッドレストカバーでの機内広告が占めており、タイガーエアによる広報と比べて、ターゲットの明確化、タイアップによるブランド力強化、効果測定可能性等といった点で劣っていると考えられる。春秋航空の広報についても、ターゲットをより明確化したプロモーション等を導入して、観光地としてのブランド力強化を図ることが必要と考える。今後は、春秋航空との協議がなされ、より実効性のある広報が実施されることを期待する。

なお、令和2年度当初予算では、中国路線プロモーション事業（春秋グループとの連携強化事業）が31百万円まで増額され、従来からのファミトリップ事業に加えて、現地旅行商談会出展（BtoB）、現地BtoCイベント開催といった企画が追加された。中国路線プロモーション事業と佐賀空港海外便支援事業（広報支援）は、何れも春秋グループと連携した広報事業であり、本来は、一つの事業として統合されるべきものとする。但し、佐賀空港海外便支援事業（広報支援）において、路線運営費相当額の支援（路線維持支援）も考慮されているのであれば、路線維持コストは、分割した上で、観光課事業から空港課事業へと再編成することが、実態に合致していると考えられる。

〔観光課〕

航空会社と協議を行いながら、より実効性のある広報事業を検討していく。

また、令和3年度から観光連盟補助（中国路線プロモーション）を観光連盟補助（佐賀空港海外便支援）に統合している。

※一部事業（手荷物補助等）については、空港課に移管している。

【有効性、効率性】国の観光推進施策（登録DMO等）の有効活用について

○国の登録DMO制度の有効活用について
 広域DMO、地域連携DMOについては、都道府県単位で登録しているケースも多い。全国では都道府県単位での登録が34件あり、九州内では、熊本県（くまもとDMC）、大分県（ツーリズム大分）、宮崎県（宮崎県観光協会）が県単位で登録している。佐賀県内自治体が関与している登録DMOは、広域連携DMOの（一社）九州観光推進機構、地域DMOの有田まちづくり公社、起立工商DMO（上峰町）の3件となっているが、県単位では未登録である。

佐賀県として地域連携DMOに登録することは、国の多種多様な助成金事業を有効に活用しながら、オール佐賀での横断的な展開を推進することに大きく寄与するものと思われ、県単位で地域連携DMOに登録することを検討して頂きたいと考える。

○国の滞在型農山漁村形成事業、SAVOR JAPAN推進事業等の有効活用について
 今後の体験型商品の開発、プロモーションについては、国の支援事業の有効活用も必要と考える。国は農山漁村活性化や地方回遊に重点を置いた支援事業として、滞在型農山漁村形成の支援事業、SAVOR JAPAN推進事業、広域周遊観光促進の支援事業などを設けている。

直行便がなく、また、ゴールデンルートからの移動距離もある地方都市において、欧米向けの体験型商品の開発・浸透は、克服すべき課題が多いと思われるが、国の支援事業も有効活用しながら、中長期的には欧米からの観光客が増加することを期待したい。

〔観光課〕

○国の登録DMO制度の有効活用について
 ご意見のように県単位でのDMOを設立し、県内観光に大きく寄与している例も見られるが、オール佐賀で観光振興に取り組むための枠組みとしては様々な手法が考えられる。ご意見を参考とし、県及び佐賀県観光連盟として歴史・文化等一貫したストーリー性を持たせ、統率的、集約的なブランディング、プロモーションに取り組んでいきたい。

○国の滞在型農山漁村形成事業、SAVOR JAPAN推進事業等の有効活用について
 国等が実施する観光推進のための施策を活用することにより、地域においてはより効果的な事業実施が可能となるため、ご意見いただいた事業を含め、国等の支援事業については、県内市町や観光協会など、域内の関係機関への情報共有に努め、有効活用が図られるようにしていきたい。

【有効性、効率性、経済性】 広告費について

現状の広告は、主に県内新聞社及び県内テレビ局を活用した県民向け広報となっているが、今後は、県内向け広告、県外向け広告のそれぞれの必要性、効果を再検討する必要があると考える。

本事業は、平成28年（2016年）から6年間継続して実施されており、また、一定の来場者数を達成している状況からしても、県民の中では高い認知度があると考えられる。そのため、県内向け広告の必要性、費用対効果は、イベント開始以降、年々低下しているものと考えられ、本来は予算枠逡減等の検討が必要と考える。

一方、県外に対しては、他の県外観光客誘客促進事業と併せて観光客の増加を図るために、毎年新たな施策を試みながら認知度を高めるべく、県外向け広告費を一定割合まで高めていくことの検討が必要と考える。

なお、令和3年10月から開催されている次年度事業は、佐賀県庁展望室に加えて、佐賀城公園なども含めたお堀内のエリア一帯を「光の庭」と見立てたコンセプトに変更され、事業内容が拡大している。佐賀城の石垣や本丸御殿などにもプロジェクションマッピングを投影する仕掛けとなっており、更なる誘客が期待出来るようである。県内での認知度向上に応じて広告費率を徐々に引下げることが、一定の予算内でイベントの内容自体を充実できる方法の一つでもあり、その様な効果を期待したい。

〔観光課〕

ご意見のとおり県外に向けての広報も重要と考えている。これまではSNSなどを利用して県外への広報を実施してきたところであるが、今後の事業実施に当たっては、県外向けの広報をより積極的に行うことを検討していきたい。

【有効性、効率性】マーケティングデータ分析結果の有効活用について

令和2年度では、SAGA MADODI誌（お客様からの質問・回答リスト）が作成され地域事業者等に提出されていたが、窓口で観光客から直に得られた各分野のニーズ（観光地、交通、食事、買い物等）の分析結果を踏まえた県内各所への報告、改善提案などはなされていなかった。令和2年度は事業初年度であり、また、コロナ禍でもあったために事業遂行が難しい状況ではあったが、今後は、事業内容に掲げるPDCAサイクルの確立に向けた本格的な稼働を期待したい。

〔観光課〕

令和3年度においては、観光客のニーズの分析を行い、宿泊施設への情報提供や、ニーズが多かった近隣飲食店マップの作成などを行っている。

【有効性、効率性、経済性】 県内観光案内所等の統括的運営について

佐賀駅前「SAGA MADO」、佐賀空港観光案内所、多言語コールセンターは、運営主体が佐賀県と佐賀市で異なるが、これらは、県内観光案内のベース拠点として重要であり、また、県が観光事業の課題として掲げる「分野や地域を超えて相互に連携し、オール佐賀で取組むことが必要」という観点からも、県と市の垣根を超えた統括的運営が期待される。具体的には、本事業の課題としても認識されている観光案内所ごとのサービス不均一を改善し、各地の観光地域づくり体制の中で企画・開発された旅行商品、周遊ルート等を各案内所で積極的に提案できる様な体制確立が必要と考える。また、本事業内容であるマーケティングデータ等の地域事業者への共有についても、3拠点間の協議によりデータの収集・分析・還元の方法について統一的に改善を図ることにより、各地域事業者にとってより有効な情報を提供することが可能になると考える。

国は、ポストコロナの時代においても、インバウンドについて2030年に6,000万人とする従前からの目標の達成に向けて取り組むとしている。佐賀県も多額の事業費を掛けて海外観光客誘客事業に注力しているが、近年では中国・台湾等を中心に団体ではない個人観光客が増加傾向にあり、個人観光客対策事業費（レンタカー補助等）が増加している。ガイドがいない個人観光客の誘客促進のためには、多言語化した観光案内所の重要性がより高まるものと考えられ、その様な観点からも統括的かつ効果的な運営がなされることが期待される。

〔観光課〕

令和3年度において、佐賀空港観光案内所やSAGA MADOを中心として、県内5か所の観光案内所とネットワークを形成する事業を実施しており、このネットワークを形成する中で、サービスの均一化に取り組んでいる。今後も、ネットワークを拡大していくことで、波及効果を県内全域に及ぼしていきたい。

【合規性、透明性】観光連盟における随意契約手続きについて

観光連盟は一者随意契約により旅行代理業者に業務を委託していたが、委託先や、委託先が物品を調達するメーカー又は商社の選定理由は、作成されていなかった。

委託先については、宿泊施設、貸切バス・タクシー事業者、観光施設との取引実績があり、業界にも精通している旅行代理業者が選定されたことは理解できるとしても、感染防止対策物品のメーカー又は商社の選定については、審査手続きが必要であったと考える。コロナ禍で緊急性を要し、また、製品市場では需給が逼迫し信頼できるメーカー等への発注が難しい状況であったかもしれないが、候補先の類似商品供給実績等を審査する手続きが必要であったと考える。

観光連盟が実施する佐賀県補助事業に関しては、随意契約理由書が作成されている事業もあるが、本事業の様に未作成の事業もあった。県は、観光連盟に対して、随意契約理由書の作成を必須とする様に求めて、確実な事業遂行を図るべきと考える。

〔観光課〕

県観光連盟においては、一社との随意契約を行う際、理由書の整備は必須とはされていないが、県の補助事業を実施するにあたってはより適切な事業実施に努めていただくことが望ましいと考えられる。

県観光連盟に対し、一者と随意契約を行う場合には、随意契約理由書を作成することを必須とするなど、理由の整理を徹底するよう求めていく。

【合規性、透明性】業務委託契約書の仕様書内容相違について

業務委託期間は既に終了しているが、契約書効力は時効期限まで継続するものであり、契約相手と協議の上、仕様書差換え等の処置が必要と考える。

〔観光課〕
指摘のあった契約では、事業実施主体である県観光連盟が作成した2件の業務委託契約書において、添付された仕様書が逆になっていた。
仕様書の差換えを行うよう、県観光連盟に指示している。

【有効性、効率性、経済性】地域周遊ツアー商品造成支援事業の審査手続き及び実行管理について（意見）

助成金については、E、F及びGは、送客数の大幅未達にも関わらず、当初予算額がそのまま支給されている。このうちEは、エリアの観光スポットを循環するバスの運行委託費が事業費の約8割を占めており、バス運行日は、当初計画17日間（週末に運行）に対して実績6日間（感染再拡大で中止日発生）と減少し、送客目標達成率も7.6%の状況下であったが、助成金は当初予算の通り支給された。また、Gは、同達成率27.3%であるが、事業費の大部分は映像コンテンツ制作費等の初期投資費であったために、当初予算通り助成金が支給された。

また、Eの循環バスについては、密回避という観点からしても、事前予約制にして予約状況に応じてバスを稼働させ、運行経費を低減させる様な企画内容に変更する様に、事業申請段階で団体に対して求めることも可能であったと考える。更に言えば、団体Eとバス運行会社との業務委託契約書には、業務の変更、一時中止等があったときは、委託料の変更を求めることができる旨規定されており、事業開始後においても、バス運行委託料引下げに向けた指導を県等から団体に対して行うことも可能であったと考える。

不確定要素が多い状況下では、多額の固定費支出を伴う事業については、厳格な審査手続きが必要と考える。また、Eに対する事業中止期間中の委託料引下げに向けた指導など、県等による事業の実行管理が適切に行われる様に改善が必要と考える。

先行きが不透明な外部環境において、今回の事例を今後活かして事業を実施されることを期待する。

〔観光課〕

指摘の事業については、事前に事業実施主体がバス事業者等と検討を重ねて実施されたものではあるが、コロナ禍の影響もあって結果として利用者が想定より少なくなった。

本件の助成は送客実績を目的とするのではなく、市町観光協会が主体となった着地型商品の造成を主な目的としたものであったことから、助成を行う県観光連盟においては予定どおり助成金を支払ったところであるが、事業内容がより効果的なものとなるよう、今後同様の事業を実施する場合は、助成対象の事業者と連携して事業の実行管理が適切に行われるような体制を調べていきたい。

【合規性、透明性】佐賀支え愛宿泊キャンペーン事業等の補助金申請に対する審査手続きについて

佐賀県の事業では、宿泊リストに異常（長期宿泊の有無など）が認められなければ、リスト検証のみにより審査手続きが完了しているが、本来は、「宿泊の事実を確認するために必要な情報」の提示を旅行事業者に求めるべきと考える。情報としては、例えば、旅行事業者から各宿泊施設への宿泊正規料金の送金情報及び精算書（上記②に関する情報）、宿泊事業者が発行する宿泊証明書、窓口予約の場合には窓口で旅行者が記載した申込書面・本人確認書類、更には、旅行事業者の事業所における宿泊予約システム上の生データとの照合結果などが考えられる。なお、佐賀県の他の補助事業では、補助事業者は、補助対象経費支出に関する外部証憑（請求書、領収書等）の提出が必須となっており、その点からも宿泊キャンペーンのみ外部証憑の提出を求めている状況は、不備があると考えられる。

国の事案の詳細は現時点では明らかではないが、この様な事案が発生している以上、佐賀県においても審査手続きを強化する必要があると考える。コロナ禍で苦境に立たされた観光事業者の支援のために、今後数年間は宿泊補助キャンペーン事業が継続される可能性もあり、今後の事業実施に当たって改善が必要と考える。場合によっては、実施済事業についても検証が必要であろう。

〔観光課〕

令和3年度以降実施している県の宿泊キャンペーンは、国の補助事業として実施しており、国による制度設計に基づいて運用している。その中でも、可能な範囲で証拠書類の整備を求めたり、必要に応じて事業者を確認するといった不正防止の取組を行ってきた。

そのような中でも、宿泊証明書の提出を求めるといった対応は事業者にとっての事務負担も大きく、これまで必須とはしてこなかったところである。

国においても不正防止のためのルール強化を検討していることから、県においても国の定めるルールに則り、事業実施の一方で不正防止についても取り組んでいく。

監査結果及び意見	措置の内容
佐賀県立名護屋城博物館 芸術文化普及事業費（政策）報告書P286	
【監査意見】 【透明性】 図録等在庫管理について	
<p>寄贈用在庫が足りずに販売用在庫を転用する場合、その都度必要数だけを運用すべきである。</p>	<p>（名護屋城博物館）</p> <p>文化振興基金を財源とした「芸術文化普及事業（以下「普及事業」という。）」とその他事業で取得した図録等については、販売用と寄贈用を明確に区分して管理している。御意見のあった「配陣図」の資料においては、販売用から寄贈用に転換する際に、その時点での所要見込数量を転換し、その後、残が生じたものを販売用に戻し入れしていたが、帳簿間の整合性のある記載が不十分であったため、結果的に見れば、余分な数量を転換していたと認識されてもやむを得ない状況にあったものである。</p> <p>今後このようなことがないよう複数あった管理簿をひとつの様式にまとめ、転換を含め適切に在庫管理ができる体制の強化を図ったところである。</p>

【監査意見】 【効率性】 プロポーザル方式について

プロポーザルへの参加は1者だけであるため、優れた技術力や発想力を有した受託者を比較審査して決定し、実質的な競争性を確保した方が事業の効率性が高まるため望ましい。

(名護屋城博物館)
屋外常設展示施設再整備に伴う実施設計のプロポーザルは参加者が1社であった。

当該業務については、屋外常設展示施設の更新に伴う実施設計業務であり、当館との現地協議や現地調査を要する業務である。このため、新型コロナウイルス感染症の拡大が全国的に拡大する中、説明会に参加した多くの業者が受注を見送ることとなり、結果的にプロポーザルには1社のみ参加となった。

なお、今回の事業においては、事業対象の史跡に係る参考資料を公開や説明会での現地公開等、多くの業者がプロポーザルへの参加を促すよう、積極的な情報公開を行ってきた。今後も必要な情報公開や資料の提示を行いながら、多くの業者に参加を促し、技術力や価格を競争するプロポーザル審査を進めたい。

【監査意見】 【効率性】 一般競争入札への参加者確保について

参考見積は提出したが一般競争入札へ参加しなかった具体的な理由を聴取し、これを踏まえて一般競争入札に2者以上参加するような仕組みの工夫及び努力を期待したい。

(名護屋城博物館)

今回の委託業務にあたっては、参考見積として2者から徴取し、うち1者は入札参加を見送り、他に応札業者もなかったことから、結果的に入札参加は1者のみとなった。1者が入札参加を見送った理由については、公告後の社内検討の結果、業務遂行への対応が困難とのことであった。

今後は、入札に際して複数業者の参加が十分に見込める発注仕様となるよう、委託業務内容の検討や情報収集を行うなどして、可能な限り競争性の確保に努めていきたい。

監査結果及び意見	措置の内容
佐賀城本丸歴史館教育普及活動費 報告書P295	
【監査意見】 【有効性、効率性】 成果指標の設定について	
<p>成果指標の設定をしていない場合、コストに見合った成果があったのか、見直すべき事項がないかの判断が困難であり、また、目標値がないため目標意識を持った施策の創出が相対的に生まれにくくなる可能性がある。</p> <p>特に今回のような企画事業など受託者の専門的な能力で取り組んでいる事業はどのような成果が得られたのかが成果指標となるため業務委託仕様書通りに遂行することに加えて、選定された企画・内容が想定された成果を得られたのかなどを総合的に検討する必要があると考える。例えば、当該イベントへの参加者数や、佐賀の歴史や先人を再発見できた人の数等を成果指標とすることは事業目的にも整合し、実行可能でもあろう。</p> <p>各事業は限りある財源から支出するため、その効果の検証は非常に重要である。地方自治法第2条第14項に謳われている「最少の経費で最大の効果を」生むことを常に強く意識し、効果の検証が可能な成果指標の設定を工夫していただきたい。</p>	<p>〔佐賀城本丸歴史館〕</p> <p>季節のイベントについては、これまで成果指標が未設定であったため、事業効果の検証が困難であった。</p> <p>今後は、イベントの企画に当たって、例えば、イベントへの参加者数を成果指標として設定する等により、事業効果を検証していきたい。</p>

【監査意見】 【有効性、効率性】 成果指標について

成果指標の設定をしていない場合、コストに見合った成果があったのか、見直すべき事項がないかの判断が困難であり、また、目標値がないため目標意識を持った施策の創出が相対的に生まれにくくなる可能性がある。

当該事業の広告宣伝は月刊誌や新聞への広告掲載であるため、web広告のようなアクセス数等は把握できないが、来館者へのアンケート調査等で認知経路を把握することは可能である。

各事業は限りある財源から支出するため、その効果の検証は非常に重要である。地方自治法第2条第14項に謳われている「最少の経費で最大の効果を」生むことを常に強く意識し、効果の検証が可能な成果指標の設定を工夫していただきたい。

〔佐賀城本丸歴史館〕

月刊誌や新聞への広告掲載に当たっては、購読者数や購読年齢層等のデータを分析し、費用対効果を検討の上、掲載するか否かを検討している。

一方、広告掲載後、月刊誌や新聞への広告掲載効果による来館者数を把握できていなかった。

今後は、例えば、イベント参加者へのアンケート調査等により、月刊誌や新聞への広告掲載効果を検証していきたい。

【監査意見】 【効率性、合規性、透明性】 予定価格の設定について

支出の原因となる予定価格は、地方公共団体の予算執行の際に上限額として性格を持つため、非常に重要である。佐賀県財務規則第105条第2項において、「契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない。」としている。

今回は事業の特殊性からか、参考見積りを取った唯一の者のみが一般競争入札に参加し、その者が落札している。一般競争入札のメリットのひとつである競争性が得られていない。競争が働くことで事業の効率性が高まる。

1事業者からの参考見積りそのまま予定価格として採用するのではなく県として内容を確認し必要に応じて参考見積り価格から予定価格へ調整すること、できる限り2者以上から参考見積りを取ること、もしくは一般競争入札に2者以上参加するような仕組みの工夫及び努力を期待したい。

〔佐賀城本丸歴史館〕

今回の業務委託においては、一般競争入札を行ったものの、結果として、一般競争入札に参加した業者は参考見積りを取った1者のみであった。

今後は、一般競争入札に当たっては、2者以上参加するような工夫をしたい。

また、予定価格作成に当たっては、参考見積の内容を精査し、必要に応じて調整を行った上で予定価格を作成することとしたい。

【監査意見】 【経済性、透明性】 予定価格について

支出の原因となる予定価格は、地方公共団体の予算執行の際に上限額として性格を持ったため、非常に重要である。佐賀県財務規則第105条第2項において、「契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない。」としている。

確かに予定価格を積算する際に予定価格の根拠となる参考見積を契約予定者などから徴取せざるを得ない場合がある。しかしながら今回は落札率73%ということで予定価格と落札金額に大きな差異がある。このような結果を踏まえ、予定価格を計算する際には安易に参考見積を利用するのではなく、参考見積りを入手したあと県として内容を確認し、必要に応じて調整し予定価格を設定するような工夫及び努力を期待したい。

〔佐賀城本丸歴史館〕

今回の業務委託においては、1者から参考見積を取り、その参考見積額をそのまま予定価格に設定していた。

3者の見積り合わせの結果、予定価格に対する落札額の割合は73%であり、予定価格と落札額の乖離は小さくなかった。

今後は、予定価格作成に当たっては、参考見積の内容を精査し、必要に応じて調整を行った上で予定価格を作成することとしたい。